

霧島市景観計画

大自然と人の営みがつくる
地域魅力の織りなす美しい霧島市

霧島市

平成24年9月

平成29年4月改正

霧島市景観計画の策定にあたって



本市は、鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、霧島錦江湾国立公園に指定されている雄大な霧島連山や穏やかな錦江湾をはじめとする山、川、海、温泉などの多彩で豊かな自然に恵まれたまちです。これらの豊かな自然や、その中で脈々と受け継がれてきた人々の営みによって形成されてきた様々な景観は、市内各地においてそれぞれの地域を特徴づける個性となっています。

近年、このような地域の景観を、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものとして位置づけ、積極的な整備・保全を図ろうという気運が全国的に高まってきており、平成16年に、我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されました。

本市におきましても、長い年月の中で地域の自然・歴史・文化等とともに育まれてきた多様な景観を、市民共通の大切な資産として適切に次世代に継承していく必要があると考え、この度、本市における景観形成に関する基本方針等を定める「霧島市景観計画」を策定いたしました。

今後、市民・事業者の皆様との協働のもと、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取り組みを推進し、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」まちづくりを目指してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました霧島市景観計画策定協議会及び霧島市都市計画審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係団体、市民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成24年9月

霧島市長 前田 終止

霧島市景観計画

目次

序章	はじめに	2
	1. 景観計画策定の背景と目的	2
	2. 景観計画の位置づけ	2
第1章	霧島市の景観特性と課題	3
	1. 景観特性	3
	2. 景観上の課題	7
第2章	景観計画区域	8
第3章	良好な景観の形成に関する方針	10
	1. 全体方針	10
	(1) 景観形成の目標	10
	(2) 景観形成の基本理念	11
	(3) 景観形成の基本方針	12
	2. 地域区分別の景観形成方針	15
	(1) 地域区分の考え方	15
	(2) 地域区分別の景観形成方針	16
第4章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	24
	1. 届出対象行為と届出の流れ	24
	(1) 基本的な考え方	24
	(2) 届出対象行為	25
	(3) 届出の流れ	27
	2. 景観形成基準	28
	(1) 基本的な考え方	28
	(2) 一般基準	29
第5章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	43
	1. 基本的な考え方	43
	2. 景観重要建造物の指定の方針	43
	3. 景観重要樹木の指定の方針	43
第6章	屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項	44
第7章	景観重要公共施設の整備に関する事項	44
第8章	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	44
第9章	自然公園法の許可の基準	45

序章 はじめに

1. 景観計画策定の背景と目的

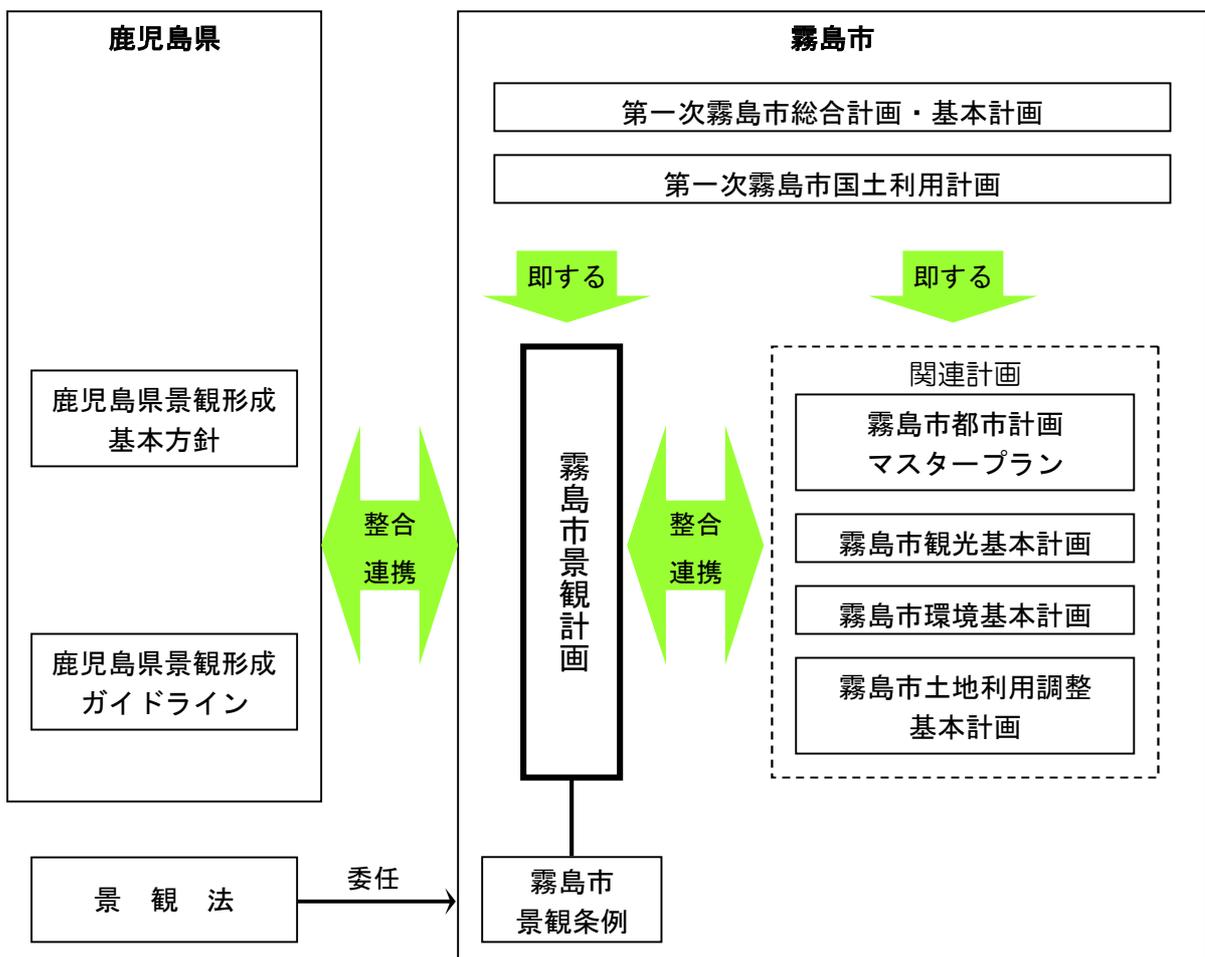
本市は、北に雄大な霧島連山を、南に穏やかな錦江湾とそこに浮かぶ桜島を望む鹿児島県本土のほぼ中央に位置するまちで、北部、南部の国立公園区域をはじめとする山、川、海、温泉などの多彩で豊かな自然に恵まれています。これらの豊かな自然とともに、脈々と受け継がれてきた人々の営みは地域固有の景観を形成し、それぞれの地域の個性となっています。

このように、景観とは、長い年月の中で地域の自然・歴史・文化等とともに育まれてきた市民共通の大切な資産であり、適切な保全・形成を図りながら、次の世代へと継承することが求められています。

そのため、本市では、景観法*に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取り組みを推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」のまちづくりを目指します。

2. 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づき策定するもので、市の上位計画である第一次霧島市総合計画及び第一次霧島市国土利用計画*に即するとともに、その他の関連計画等とも整合を図りながら、本市における景観形成に関する基本方針等を示すものです。



第1章 霧島市の景観特性と課題

1. 景観特性

本市の多様な景観について、「火山と大地が織りなす自然豊かな景観」、「悠久の歴史・文化に抱かれた個性あるまちの景観」、「風土と人々の営みにより育まれる色彩豊かな景観」の視点から、以下のように特性を整理しました。

火山と大地が織りなす自然豊かな景観

◆美しく雄大な自然の景観

日本初の国立公園に指定された霧島連山を中心に、雄大な山なみや火口湖など火山活動に伴い形成された世界に誇る貴重な自然景観が広がっています。

また、美しい樹林地や貴重な花々、こんこんと湧く湧水なども見られ、豊かな自然環境が織りなす自然景観は、本市を特徴づける景観となっています。



霧島連山(霧島)



おおなみいけ
大浪池(牧園・霧島)

◆豊かな水を湛える天降川流域をはじめとした水辺の景観

自然豊かな美しい渓谷のある上流から錦江湾へそそぐ河川である天降川や霧島川、網掛川などの沿川では、清流の流れる水辺と周囲の樹木や岩からなる美しい自然景観が見られます。

また、河口近くでは希少種であるクロツラヘラサギやコクガン等の野鳥も見られ、水辺の自然の豊かさを感じさせる景観が見られることも特徴です。



まごめ おうけつぐん
天降川中流・真米の甌穴群
(牧園)



天降川下流(隼人)

◆霧島連山、錦江湾に浮かぶ桜島等への眺望景観

市北部には霧島連山、南部には錦江湾に浮かぶ桜島がそびえ、市内各地から日常的にその姿を眺めることができます。この霧島連山や桜島への眺望は多くの市民に親しまれており、本市を特徴づけるシンボリックな眺望景観となっています。



平野部からの霧島連山
(国分)



城山公園からの桜島
(国分)

◆湯けむり昇る風情ある温泉郷の景観

霧島連山の緑を背景に、湯けむりの昇る霧島温泉郷の景観や、美しい溪流沿いに広がる新川溪谷温泉郷の景観は、温泉という火山の恵みを楽しみながら長い時間をかけて人々が築いた自然との共存を示す景観であり、本市を特徴づける地域固有の文化的な景観となっています。



霧島温泉郷(牧園)



新川溪谷温泉郷(妙見)
(隼人・牧園)

悠久の歴史・文化に抱かれた個性あるまちの景観

◆歴史・文化が息づくまちや集落の景観

市内には天孫降臨神話*にゆかりのある多くの歴史的な社寺等が分布しており、霧島神宮や鹿児島神宮の周辺の地区などでは、祭礼・行事を通して神話・伝承に由来する文化を継承した景観が見られます。

また、城山の緑を背景に、^{あかもん}朱門などの歴史的建造物や石垣の残る屋敷地によるまちなみが見られる国分の城下町地区をはじめ、^{しきねふもと}敷根麓や牧園麓など市内各地において、歴史的な趣を感じさせる集落景観が見られます。



霧島神宮(霧島)



石垣の残るまちなみ(国分)

◆産業遺産群が伝える地域固有の文化的な景観

江戸時代に金山が発見され、昭和 28 年までの約 300 年間採掘が続いた山ヶ野地区では、坑道跡や精錬所跡、石垣や石倉のある集落景観が見られ、当時の繁栄の面影を感じさせる文化的な景観が随所に見られるとともに、運搬の道すじには金山橋*と名づけられた石橋も残っています。

また、JR 肥薩線沿線では、明治 36 年開業当時の造りを色濃く残す木造駅



山ヶ野地区の集落(横川)



JR 嘉例川駅*(隼人)

舎や伝統的な町家など、近代化の歴史とともにある地域固有の文化的な景観が見られます。

◆歴史・文化を未来へつなぐ祭りの景観

高千穂河原での天孫降臨御神火祭や、鹿児島神宮から浜之市八幡屋敷までを武者行列で練り歩く隼人浜下りなど、神話・伝承や本市の歴史に由来を持つ祭礼・行事が市内各地で見られます。

また、霧島神宮のお田植祭や鹿児島神宮の初午祭^{はつうまきい}、牧園の火流しなど、五穀豊穡や集落・家族の安全などを願う祭礼・行事も多く見られます。

これらは、常時見られるものではないものの、それぞれの地域で脈々と受け継がれてきた固有の歴史・文化を伝える景観として、また、特徴ある季節の風物詩として、多くの市民に親しまれています。



天孫降臨御神火祭(霧島)



初午祭(隼人)

風土と人々の営みにより育まれる色彩豊かな景観

◆広々とした国分平野と、水と緑に包まれた市街地の景観

錦江湾に面する広々とした国分平野には、市の中心となる市街地と水田が広がっており、城山公園や台地の上などから広がりある景観が見渡せます。

また、市街地からは、台地の崖線の緑や遠く霧島連山の山並みが背景として見えるとともに、市街地内を流れる天降川や錦江湾沿いでは水辺の景観を見ることができ、これらは市街地景観を特徴づけるものとなっています。



城山公園からの市街地
(国分)



市街地の天降川河川敷(隼人)

◆気候・風土が生み出す固有の田園景観

台地に広がる茶畑の緑をはじめ、山間部の棚田や丘陵地のみかん園、福山地域固有のつぼ畑*など、生産活動とともにある特徴的な景観が市内各地で見られます。

また、国分平野や天降川、霧島川沿いに広がる山間部の田園では、季節の移り変わりとともに彩りを変える田園と集落が広がっており、田の神像が見守る美しい里の景観を見ることができます。

これらは、地域固有の気候や風土とともに人々の営みが創り出している生業景観であり、本市を印象づけるものとなっています。



台地上の茶畑(溝辺)



海岸部のつぼ畑(福山)

◆季節を彩る樹木や花々のある景観

春には桜の美しい公園、初夏にはあじさい咲き並ぶ道、秋には紅葉に染まる道や彼岸花の咲く河川沿い、社寺内で色づくイチョウなど、市内各地で季節感ある色彩豊かな景観が見られます。

これらは、季節の移ろいや自然の豊かさを日常的に感じさせる、地域で大切にされている景観となっています。



丸岡公園の桜(横川)



紅葉に染まる道(牧園)

2. 景観上の課題

市民を対象に実施した意識調査の結果から見る本市の景観上の課題は、以下のようなものが挙げられます。

<自然景観の悪化>

緑豊かで雄大な山々や河川、錦江湾など、美しい自然景観に恵まれている一方で、山林・樹林地の荒廃や、海・川の汚れなど、自然環境の悪化を懸念する市民の割合が高く、美しい自然の適切な維持・保全が求められています。

また、山間部等における不法投棄や、ごみの散乱の増加を懸念する市民の割合も高く、マナーアップ等の意識向上に向けた取り組みが求められています。

<市街地や集落における閑散とした印象の景観>

空き家や空き店舗、空き地や駐車場の増加から受ける閑散とした印象の景観を問題視している市民の割合が高く、市街地や集落における活力の感じられる景観形成に向けた取り組みが求められています。

<田園景観の変化>

市全域において、農地の減少や耕作放棄地の増加を懸念する市民の割合が高く見られます。これらは、農業活動という営みがつくる田園景観の変化に対する問題意識であり、美しい田園景観の保全や、田園景観と調和した市街地開発等に対する取り組みが求められています。

第2章 景観計画区域

(景観法第8条第2項第1号)

本市では、錦江湾から北部の霧島連山をはじめとした山々まで、多様な景観特性を有していることをふまえ、市全域を景観法に基づく景観計画区域とします（地先公有水面を含む）。

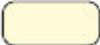
また、今後、住民・事業者と行政が一体となって、地域の特徴ある景観を活かすため、きめ細やかな規制・誘導を進めていくエリアを「育成地区」と位置づけ、景観計画への反映又は景観地区、地区計画等による保全・形成に取り組むことを目指します。

景観計画区域	霧島市全域（地先公有水面を含む）	
	一般地域	景観計画区域のうち、「育成地区」に指定された区域を除く地域の全部
	育成地区	特徴的な景観を有している地域・地区のうち、特にきめ細やかな景観形成を推進する必要がある区域
	候補地	<ul style="list-style-type: none"> ○霧島温泉郷地区（丸尾温泉を中心とした、街なみ環境整備事業*・整備促進区域に指定されている地域） ○新川溪谷温泉郷地区（妙見温泉、安楽温泉を中心とした地域） ○日当山温泉郷地区（日当山温泉を中心とした地域） ○鹿兒島神宮前地区（鹿兒島神宮を中心とした地域） ○舞鶴城下町地区（舞鶴城跡を中心とした城下町の町割の残る地域） ○霧島神宮周辺地区（霧島神宮を中心とした地域） ○大隅横川駅周辺地区（JR大隅横川駅*を中心とした地域） ○山ヶ野金山跡地区（山ヶ野金山跡を中心とした地域）

※候補地とは、地区の景観形成の熟度に応じて、今後、育成地区としての指定が考えられる地域です。それぞれの地域において、地区住民等との協議を行い、育成地区として指定されるまでは、一般地域における景観形成基準を適用します。



凡例

	景観計画区域		国道
	霧島錦江湾国立公園 (自然公園区域)		高速道路
	育成地区候補地		河川
			鉄道

第3章 良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第3項)

1. 全体方針

(1) 景観形成の目標

本市の景観特性と課題をふまえ、まちづくりの基本方針を示す「霧島市総合計画」における将来像「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」にふさわしい景観形成を目指すため、次のように目標を定めます。

大自然と人の営みがつくる 地域魅力の織りなす美しい霧島市

本市は、日本で最初の国立公園であり、日本ジオパーク*にも認定されている霧島連山、我が国随一の海域カルデラとして国立公園に指定されている錦江湾をはじめとする美しく雄大な自然に抱かれたまちです。

本市固有の美しさは、この豊かな自然の中で、人々の営みが創り出した歴史・文化・生業とともに形成された景観によるものであり、地域ごとにその魅力の在り様は多様です。

そのため、個性豊かな地域がそれぞれに輝きを放ちながら、それらが調和し、市全体として織りなすことにより、さらに美しく魅力ある霧島市ならではの景観形成を目指します。



錦江湾上空からの霧島市

(2) 景観形成の基本理念

景観形成の目標の実現に向けて、景観形成を進める上での3つの基本理念を掲げます。

自然への畏敬

本市は、山と海からなる大地に抱かれたまちです。この自然は人々に豊かな恵みを与えるだけでなく、時に災害をもたらすこともあります。先人たちは、この自然に対して畏敬の念を抱きながら、自然とともに生きてきました。

この「自然への畏敬の念」を基本とした、自然を大切にし、自然に寄り添う景観形成を目指します。

“個”の魅力の活用

本市は、多様な個性を持つ地域からなるまちです。それぞれの地域には、キラリと光る魅力ある資源が必ずあり、地域の人々が愛着を持って大切にしています。

この各地域が持つ「“個”の魅力」は、景観を通して多くの人々が目にすることができるものであり、景観形成を通して地域の人々が発信・活用することにより、活力ある地域づくりにつなげていくことを目指します。

身近な暮らしの環境づくり

本市の人々は、大地の美しさや力強さとともに、その大地の上で脈々と紡がれてきた、人々の営みが創り出す景観を暮らしの中で実感しており、多くの人はその景観を魅力あるものだと感じています。

この「魅力ある暮らし」を創り出している身近な環境も、本市の景観を形成する大きな要素であり、市民一人ひとりによる「身近な暮らしの環境づくり」を通じた景観形成を目指します。

(3) 景観形成の基本方針

本市の景観特性や課題、市民意識調査の結果等をふまえ、次の基本方針を掲げます。

〈市民意識調査の結果等からみる景観形成のポイント〉

- 山や川、海などの自然を守る取り組みが重要
- 桜島や霧島連山への眺望を楽しむ場づくりや、歩いて楽しめる賑わいのあるまちなか、散策や水遊びなど水辺に親しめる川づくりなど、良好な景観を楽しむ・活用する取り組みが重要
- 広い水田や茶畑などがつくる田園風景、歴史的な建造物や風情あるまちなみなど、今、見ることのできる景観を将来にも変わらず残していくことが重要

景観形成の基本方針

- I 霧島市固有の大地の美しさを感じられる景観形成**
- II 自然と調和した心地よさを感じられる魅力ある市街地景観形成**
- III 豊かさと温もりを感じられる色彩豊かな景観形成**
- IV 歴史・文化を未来へつなぐ景観形成**
- V 住民や地域が主体となった景観形成**

I**霧島市固有の大地の美しさを感じられる景観形成**

霧島連山をはじめとした山々、天降川水系などの河川や錦江湾など、本市には大地が創り出した美しい自然景観が見られます。このような自然景観を形成している樹林地や河川環境を適切に保全するとともに、貴重な生物の生息環境の保全を図ります。また山間地や河川などにおける環境保全に対する意識の向上を図ります。

本市では、北に霧島連山の山並み、南に錦江湾に浮かぶ桜島がそびえ、これらの雄大な自然景観への眺望は、市民に身近な「霧島市ならではの」景観となっています。背景として見える、家々の屋根越しに見える、視界の開けた道路などから見通せるなど、多様な眺望景観を楽しめる展望場所の整備や、広域的な眺望に配慮した景観形成を図ります。

II**自然と調和した心地よさを感じられる魅力ある市街地景観形成**

国分平野に形成された国分・隼人の市街地では、水平方向への広がりある景観とともに、その背後に連なる台地との境界の緑の帯、市街地内を流れる天降川の水辺など、水と緑に囲まれた自然を身近に感じられる景観特性を有しています。また、城山公園をはじめ、台地の上から市街地全体が見渡され、錦江湾と桜島を背景に、広々とした田園の中にある建物群としての市街地景観は市民になじみ深いものとなっています。

この恵まれた自然と調和した、まとまりと品格ある市街地景観を保全・形成するとともに、活力ある都市活動の促進や、身近な暮らしの中で賑わいや心地よさを感じられる地域づくりに取り組み、魅力ある市街地景観の形成を図ります。

また、それぞれの地域の中心を担っている商店街などでは、個々の地域の歴史や文化を大切にしながら、地域の人々に親しまれる活力ある地域づくりに取り組み、地域ごとの個性を育む景観形成を図ります。

III**豊かさと温もりを感じられる色彩豊かな景観形成**

国分平野や台地・丘陵地では、農地と集落、里山や樹林地等からなる里の景観が見られ、市域の大部分を占めています。これらは、それぞれの地域の風土や地形に応じて、特徴ある「農の景観」を形成しており、季節の移ろいにあわせ、その姿を変える彩りある景観であるとともに、自然と人の営みが創り出す豊かさと温もりを感じさせる景観となっています。

変わらない美しさとおもむきを感じさせる景観として、これらの里の景観の保全・形成を図るとともに、「農の景観」を創り出す営農環境の確保や集落の活力維持に取り組みます。

また、丘陵地に広がる茶畑や錦江湾沿いのつぼ畑など、地域の風土とともにある生業が創り出す特徴的な景観や、霧島温泉郷や新川溪谷温泉郷などの温泉と自然と人の営みが創り出す特徴ある景観については、本市固有の文化的景観として次の世代に継承できるよう、

地域住民とともに保存・管理等に取り組みます。

その他、道路や河川沿い、公園など、多くの人々が利用する公共施設等において、植樹・植栽等に取り組み、美しく咲く花々や色づく樹木などによる色彩豊かな景観形成を目指します。

IV

歴史・文化を未来へつなぐ景観形成

市内には、天孫降臨等の神話・伝承に由来する社寺や歴史的な建造物が多く分布しているとともに、城下町や武家屋敷群の面影を残すまちなみなど、歴史・文化を今に伝える景観や地域資源が多く見られます。

長い時間の流れの中で培われた歴史・文化は、その地域の個性を支える重要な要素であり、これらの歴史的・文化的な地域資源を保全するとともに地域の魅力づくりに向けた活用を図り、未来へつなぐ地域づくりを進めます。

また、山ヶ野金山跡などの近代化産業遺産やその周辺で見られる特徴ある景観については、本市固有の歴史・文化を今に伝える景観として、地域住民とともに保存・活用に取り組みます。

その他、歴史や営みとともにある祭礼・行事については、地域固有の歴史・文化を感じさせる「ハレの景観*」として保全・継承するとともに、祭礼・行事の場となっている社寺や通り、またその周囲について、「ハレの景観」になじむ景観形成に取り組みます。

V

住民や地域が主体となった景観形成

景観形成の推進にあたっては、地域の歴史や文化によって育まれてきた良好な景観の維持・保全はもとより、地域の人々の連携・協力による新たな景観資源の創出や、既存の景観資源のさらなる魅力向上に向けた取り組みも重要です。

また、特別な景観資源がある地域だけではなく、一般的な住宅地であっても、そこに暮らす人々による日常生活の中での清掃活動や、敷地内の庭木・花々による緑化の推進などの身近な取り組みにより美しく清潔な魅力ある住宅地の景観を形成することができます。

このように、良好な景観の形成にはそこに暮らす人々の理解と協力が不可欠であることから、住民・事業者も含めた地域全体が一体となった主体的な取り組みを積極的に支援することにより、地域が本来持っている“力”を活かした景観形成を推進します。

2. 地域区別の景観形成方針

(1) 地域区分の考え方

景観計画区域をそれぞれの景観特性に応じ、ゾーン（面的区分）と軸・ルート（線的区分）に区分し、それぞれについて景観形成方針を定めます。

■ゾーン（面的区分）

地域の特性を活かした景観形成を進めるため、土地利用や地形的な特徴をもつ領域として、以下の区分を行います。

「景域」・・・同じ景観特性を持つ大きな領域。

「特徴的な景観を有する地域・地区」

・・・景域の中で、地域・地区レベルで特徴的な景観が見られる領域。

これらのうち、特にきめ細やかな景観形成を推進する必要がある区域については、地区住民等との協議の上、「育成地区」と位置づけます。

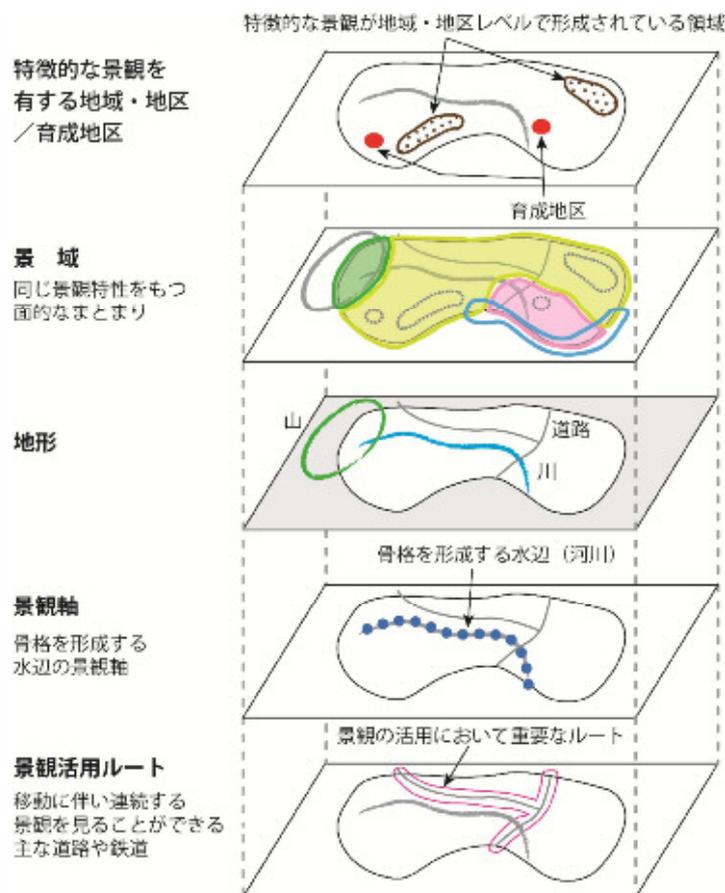
■軸・ルート（線的区分）

特徴的である連続した景観や、眺望性を示す要素として、以下の区分を行います。

「景観軸」・・・本市の骨格を形成し、連続する景観を形成している軸。

「景観活用ルート」

・・・景域間や重要な景観要素間を結び、移動とともに多様な景観を見ることが
できる景観活用の中心を担う道路、鉄道。



地域区分のイメージ

(2) 地域区別の景観形成方針

景観形成を進めるにあたり必要となる景観形成方針について、地域区分に基づき、次のように定めます。

①ゾーン別の景観形成方針

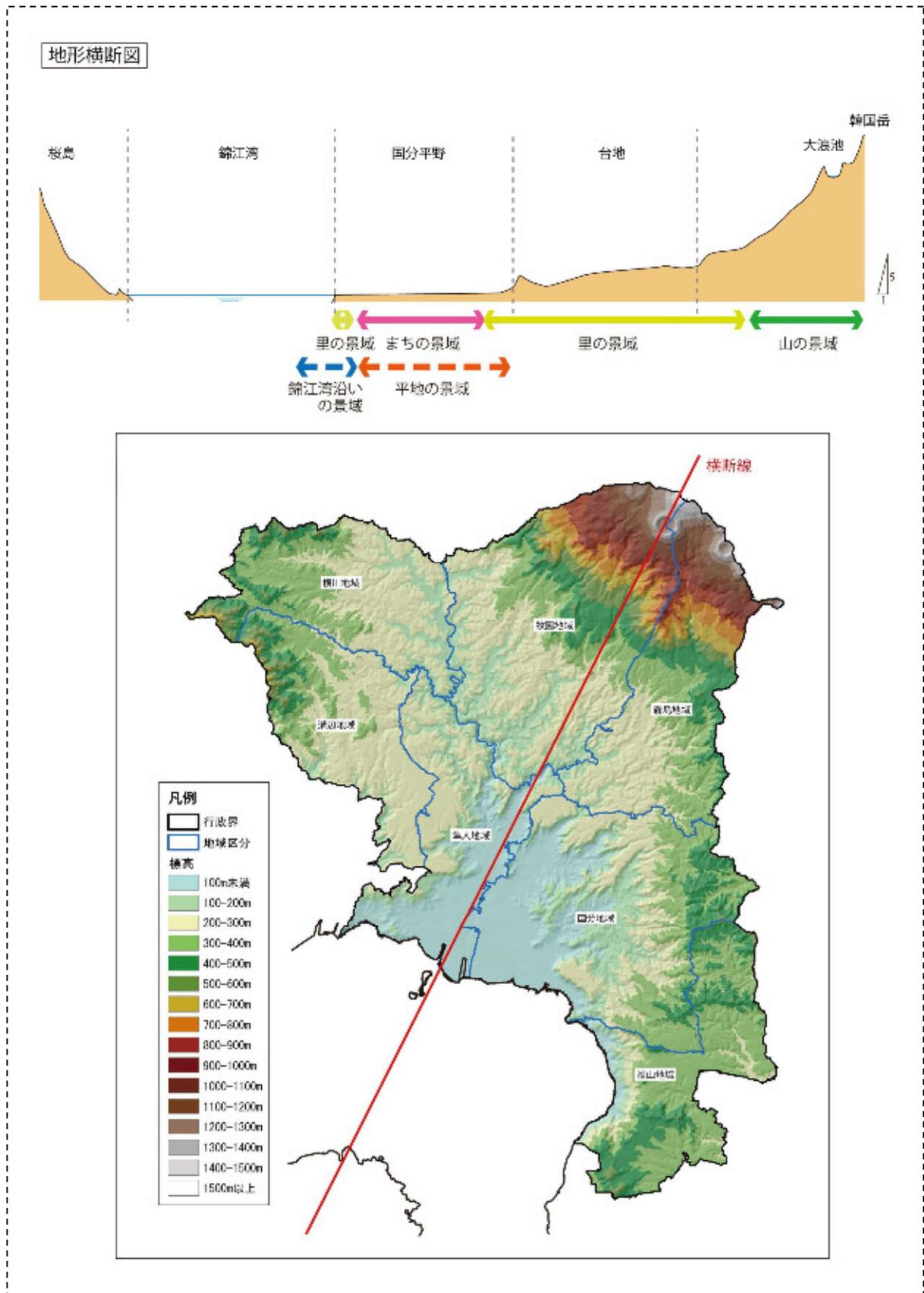
■景域

	山の景域	里の景域	まちの景域
地形から みる区分	<ul style="list-style-type: none"> 活火山である霧島連山をはじめ、豊かで力強い自然景観が見られるエリアです。 樹林地をはじめとした豊かな自然環境を保全しつつ、水と緑からなる自然景観を阻害しない景観形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 彩り豊かな農地と集落、里山や樹林地からなる里の景観が見られるエリアです。 農の営みとともにある穏やかな田園景観を保全するとともに、季節の移り変わりとともに彩りを変える美しさを身近に感じられる景観形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の中心となる市街地とともに、水田や天降川などの緑ある、まちの景観が見られるエリアです。 広がりのある国分平野のなかに形成された市街地として、天降川等の水辺や周囲に広がる緑と調和したまとまりある市街地景観の形成を図ります。 特に商業・業務施設が集積する地域では、まちを歩く歩行者からの目線を意識した賑わいを感じられるまちなみの形成を図ります。
平地の 景域	△	<ul style="list-style-type: none"> 広がりのある平野と、緑で覆われた崖線のある、平地の景観が見られるエリアです。 大地が創り出した地形的な特徴を活かした景観の保全・形成を図ります。 	△
錦江湾 沿いの 景域	△	<ul style="list-style-type: none"> 錦江湾の海辺に面するエリアです。 海とそこに浮かぶ桜島・<small>かみつくりじま</small>神造島、緩やかに湾曲する海岸線と調和した広がりのある景観の保全・形成を図ります。 	△

▼地域区分図（ゾーン）



<参考> 本市の南北方向の地形横断面図



※参照：「霧島市第1次国土利用計画 基礎調査編」

■特徴的な景観を有する地域・地区

名称		景観形成におけるポイントとなる景観要素
育成地区候補地	霧島温泉郷地区	<ul style="list-style-type: none"> ・背景となる樹林地とそこに昇る湯けむり ・旅館群からなるまちなみ
	新川渓谷温泉郷地区	<ul style="list-style-type: none"> ・天降川の流れと橋、川沿いの景観 ・源泉や湯小屋、旅館 ・周囲の樹林地
	日当山温泉郷地区	<ul style="list-style-type: none"> ・天降川の流れと河川敷公園 ・河川沿いからの両岸への眺め ・新旧の温泉街のまちなみ
	鹿児島神宮前地区	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島神宮の社殿 ・境内の古木・巨木をはじめとした社そう林、水路 ・鳥居と参道、参道沿いのまちなみ ・祭礼の空間
	舞鶴城下町地区	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町の町割 ・背後にそびえる緑豊かな城山 ・舞鶴城跡、歴史的な建造物、石橋や石灯籠^{いしどうろう} ・石垣や生垣、門等からなる武家屋敷群の風情を今に伝えるまちなみ
	霧島神宮周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島神宮の社殿 ・境内の古木・巨木をはじめとした社そう林 ・鳥居と参道、石段 ・境内からの眺望 ・祭礼の空間 ・霧島川の流れと渓谷
	大隅横川駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 肥薩線と大隅横川駅舎 ・歴史的な建造物とまちなみ
	山ヶ野金山跡地区	<ul style="list-style-type: none"> ・金山の坑口跡や精錬所跡等の鉱山遺跡 ・石垣と庭木、狭隘^{きょうあい}な道、家屋からなる集落群 ・石倉等の歴史的な建造物や屋敷地跡 ・集落を取り囲む樹林地

名称	景観形成におけるポイントとなる景観要素
霧島川沿いの田園景観地域	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島川の流れ ・川沿いに広がる農地と集落 ・背後にそびえる霧島連山の山並み ・緑の絨毯<small>じゅうたん</small>から菜の花畑への変化（農地が見せる彩りと季節感）
中津川沿いの田園景観地域	<ul style="list-style-type: none"> ・中津川の流れ ・川沿いに広がる農地と集落 ・集落の背後に見える里山の緑
網掛川沿いの田園景観地域	<ul style="list-style-type: none"> ・網掛川の流れと花々 ・川沿いに広がる農地と集落 ・周囲の樹林地や里山の緑 ・遠くにそびえる霧島連山の山並み
牧園の茶畑景観地域	<ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地形に広がる茶畑 ・集落と周囲の樹林地
空港周辺の茶畑景観地域	<ul style="list-style-type: none"> ・広がりのある茶畑と背景の樹林地 ・遠くにそびえる霧島連山の山並み ・空港と離着陸する飛行機
国分の果樹園景観地域	<ul style="list-style-type: none"> ・実りと彩りある果樹園 ・遠くにそびえる霧島連山の山並み
福山の港・海岸景観地域	<ul style="list-style-type: none"> ・錦江湾の水辺と海岸線、福山港 ・海岸沿いの集落、歴史的な建物・寺社 ・背後に迫る丘陵地の緑 ・つぼ畑 ・旧大隅線跡の道や公園 ・桜島への眺望
富隈城下町地区	<ul style="list-style-type: none"> ・富隈城跡 ・町割、石敢当<small>せっかんとう</small>
隼人小浜の海岸景観地区	<ul style="list-style-type: none"> ・錦江湾の水辺と海岸線 ・丘陵地形と集落 ・桜島、神造島への眺望

▼特徴的な景観を有する地域・地区



大景域の分類

	山の景域		平地の景域
	里の景域		錦江湾沿いの景域
	まちの景域		

-  特徴ある景観を有する地域・地区
-  育成地区候補地
-  シンボルとなる眺望の対象

②軸・ルート別の景観形成方針

■景観軸

名称	景観形成方針
河川景観軸 ・天降川沿川 ・霧島川沿川	<ul style="list-style-type: none"> 天降川及び霧島川沿いでは、自然の創り出した美しい渓谷や清流と樹林地がつくる景観、川沿いの田園景観など、その流れとともに多様な景観が見られます。 このように上流から下流まで、清流とともに創り出されている美しい水辺の景観の保全・形成を図るとともに、水辺に親しむ視点場等の整備を推進します。

■景観活用ルート

ルート名	景観活用方針
鉄道ルート ・JR 日豊本線 ・JR 肥薩線	<ul style="list-style-type: none"> 市街地と北部及び東部の山間地をつなぐルートであり、車窓からは市街地のまちなみや美しい樹林地、谷間に広がる田園など、その移動に伴い変化に富んだ景観を見ることができます。 また、本ルートでは、鉄道の車窓という、日常よりも少し高い視点から、その沿線を見渡すことができるという特性があります。 これらの特性をふまえ、沿線地域を中心に官民一体となり、日常的な利用者には季節の変化を、来訪者には地域の「おもてなしの心」が感じられる車窓からの見え方に配慮した景観形成に取り組み、本市の多様な景観を通じた地域の魅力発信に努めます。
回遊ルート ・国道 223 号 ・県道国分霧島線	<ul style="list-style-type: none"> 市街地と各地域の温泉郷や霧島神宮などをつなぐ重要な回遊ルートであり、市街地の景観から自然景観まで多様な景観を見ることができるのと同時に、周辺には多くの地域資源が分布しています。 また、移動に伴い、本市のシンボリックな景観要素である霧島連山や桜島への眺望が開けるのも特徴です。 これらの特性をふまえ、美しく雄大な自然景観や季節の変化を体感できる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。
錦江湾沿いルート ・東九州自動車道 ・国道 10 号 ・国道 220 号	<ul style="list-style-type: none"> 錦江湾沿いのルートであり、田園や市街地、海岸線に迫る丘陵地など移動に伴い変化する沿線の景観とともに、錦江湾や桜島への眺望を連続的に見ることができます。 特に、東九州自動車道では、一般道よりも高い視点から、その沿線を見渡すことができるという特性があります。 これらの特性をふまえ、錦江湾や桜島への眺望及び本市の地形が生み出す特徴的な景観を連続的に見ることのできる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。
歴史の道ルート ・城山 1 号線 ・御里～国分高校前線 ・県道日当山敷根線 ・参宮 2 号線 ・参宮 1 号線 ・神宮～内山田線	<ul style="list-style-type: none"> 国分の城山の麓から府中を経て、鹿児島神宮へとつながるルートであり、周辺には舞鶴城下町や大隅国府跡、大隅正八幡宮関連遺跡群など多くの歴史的な地域資源が分布しています。 このような特性をふまえ、地域固有の歴史を今に伝える重要なルートとして、沿道及び周囲の歴史的な地域資源を活かした景観形成を図ります。



大景域の分類

	山の景域		平地の景域
	里の景域		錦江湾沿いの景域
	まちの景域		

-  河川景観軸
-  景観活用ルート
-  シンボルとなる眺望の対象

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号)

1. 届出対象行為と届出の流れ

(1) 基本的な考え方

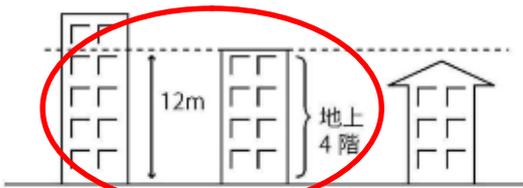
○物理的に規模が大きな建築物や工作物、開発等は、その存在や行為自体が周囲に大きな影響を与えることが想定されます。そのため、一定の行為については、その規模（高さ、面積）に応じて着手前の届出を求め、周辺地域の景観に配慮がなされているか事前に審査を行います。

○育成地区に指定されたエリアでは、地区レベルにおいて住民・事業者が一体となって景観形成を進めていくことが不可欠であり、原則として、全ての行為を届出対象とします。

<届出対象となるもののイメージ>

【建築物】

○地上の高さが高い建築物



⇒該当する建築物の例：マンション、雑居ビル、小規模アパート

⇒届出必要

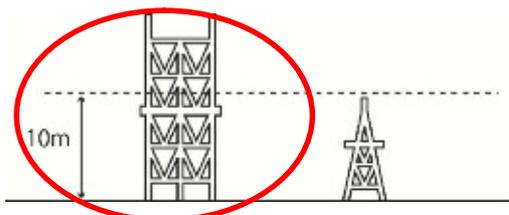
○高さは低くても延べ床面積が大きな建築物



⇒該当する建築物の例：工場・倉庫、大型小売店、パチンコ店等

⇒届出必要

○高さの高い工作物



⇒該当する工作物の例：電波塔、看板等

⇒届出必要

(2) 届出対象行為

良好な景観の形成に向け、本市において届出の対象とする行為は、以下のとおりとします。

区分	対象行為	規模
一般 地域	ア) 建築物の新築・増築・改築・移転、外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更	○高さ 12m超若しくは地上 4 階以上、又は延べ面積 1,000 m ² 超のもの ○上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積 ^{※1} の合計が全体見付面積の 1 / 2 以上のもの
	イ) 工作物の新設・増築・改築・移転、外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更	○高さ 10m超のもの ○上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積 ^{※1} の合計が全体見付面積の 1 / 2 以上のもの ○太陽光発電設備を設置する事業に係る一団の土地の面積の合計が 5,000 m ² 以上のもの
	ウ) 開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更	○行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの
	エ) 土石の採取・鉱物の掘採、木竹の伐採、屋外における物件の堆積	○行為に係る土地の面積の合計が 500 m ² 以上のもの
	オ) 外観照明の新設・改設等	○ア) 及びイ) の外観に設置する照明
育成 地区	ア) ~オ) の行為	○原則として、全ての行為 (建築物等の増改築等では、10 m ² 未満は除く。ただし、地区の実情に応じて、詳細な行為について定めることとする)

※1 見付面積とは、建築物（工作物）の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積です。

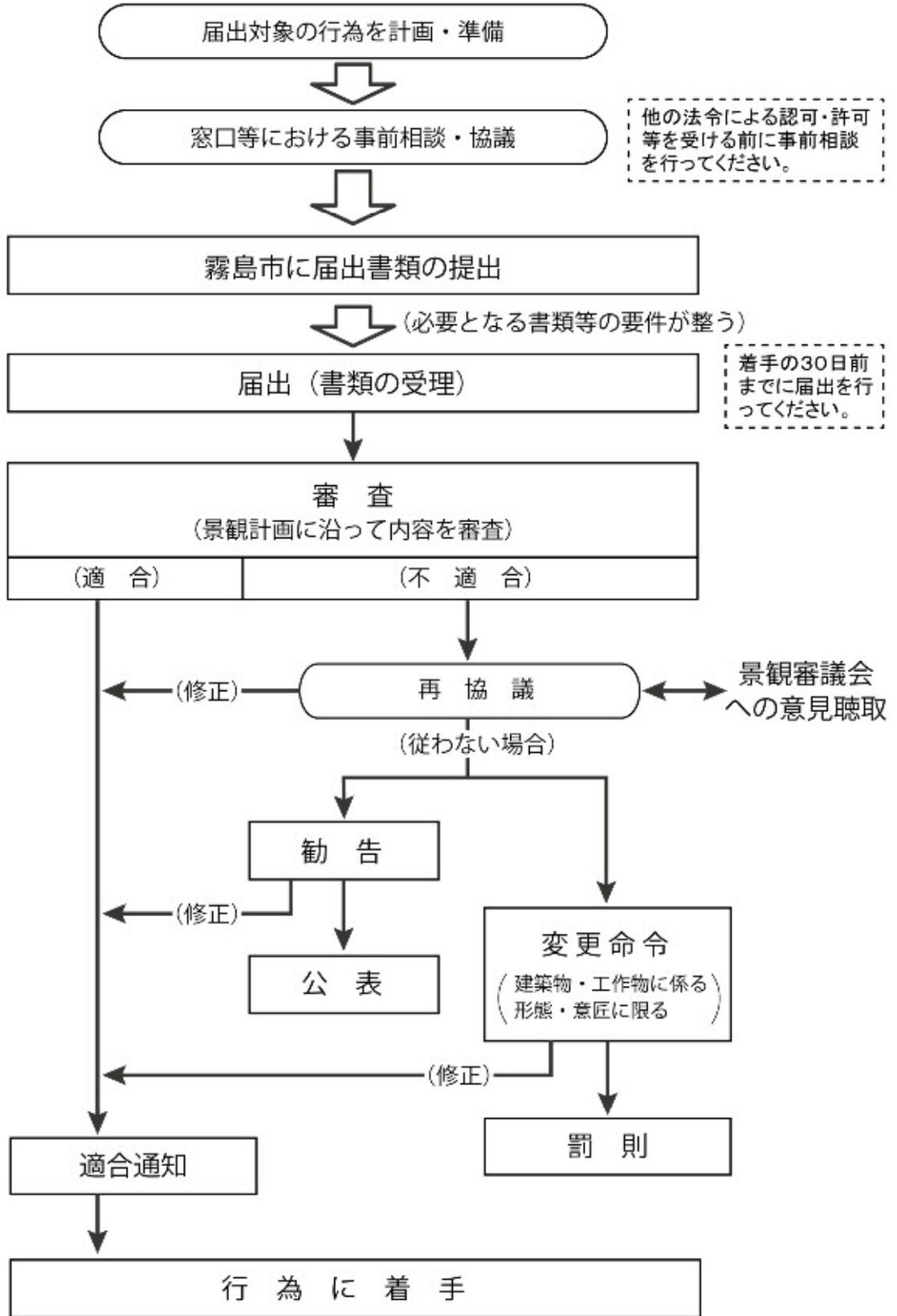
※2 国立公園の特別地域、特別保護地区又は海域公園地区における自然公園法に基づく許可を要する行為については、景観法に基づく届出は不要です。

【対象となる工作物】

- ① 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、電波塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの
- ⑥ 観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- ⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- ⑨ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑩ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
- ⑪ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの
- ⑫ 太陽光発電設備
- ⑬ その他市長が指定するもの

(3) 届出の流れ

景観法に基づく、届出の流れは、以下の通りです。



※国又は地方公共団体が行う行為については、「届出」に代わり「通知」が必要となります。

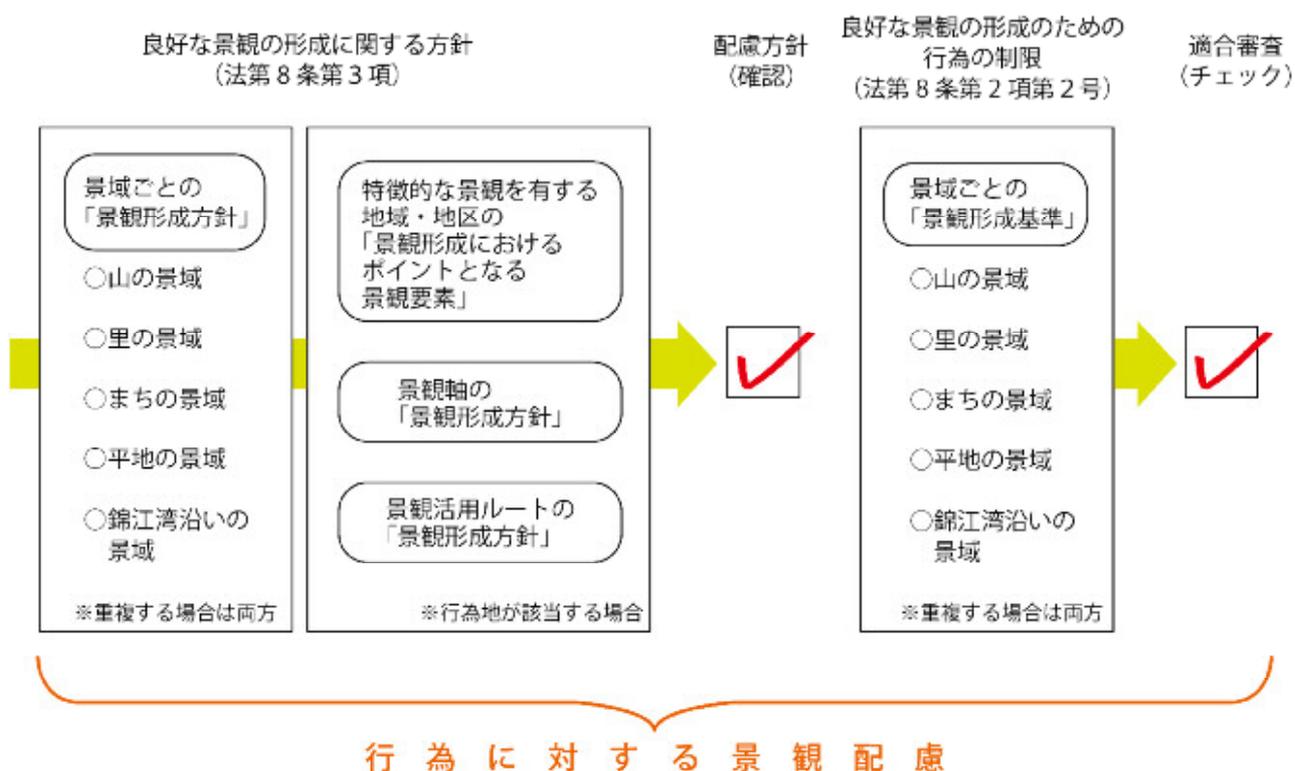
2. 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

景観形成を図る上では、個々の行為を行うにあたり、「景観形成の基本方針」及び「地域区分別の景観形成方針」の内容に沿ったものとなるよう配慮を求めることを大前提とし、具体的な内容については、景域を形成している「ゾーン」別に定めた「一般基準」に示す内容に照らし合わせながら、地域になじむ良好な景観形成につながるよう個別の行為に対して配慮を求めることとします。

また、「育成地区」については、今後、地区住民・事業者等と協議を重ねた上で、別途、詳細な「育成地区基準」を定めることとし、それらが定められるまでは、一般基準の適用を行うこととします。

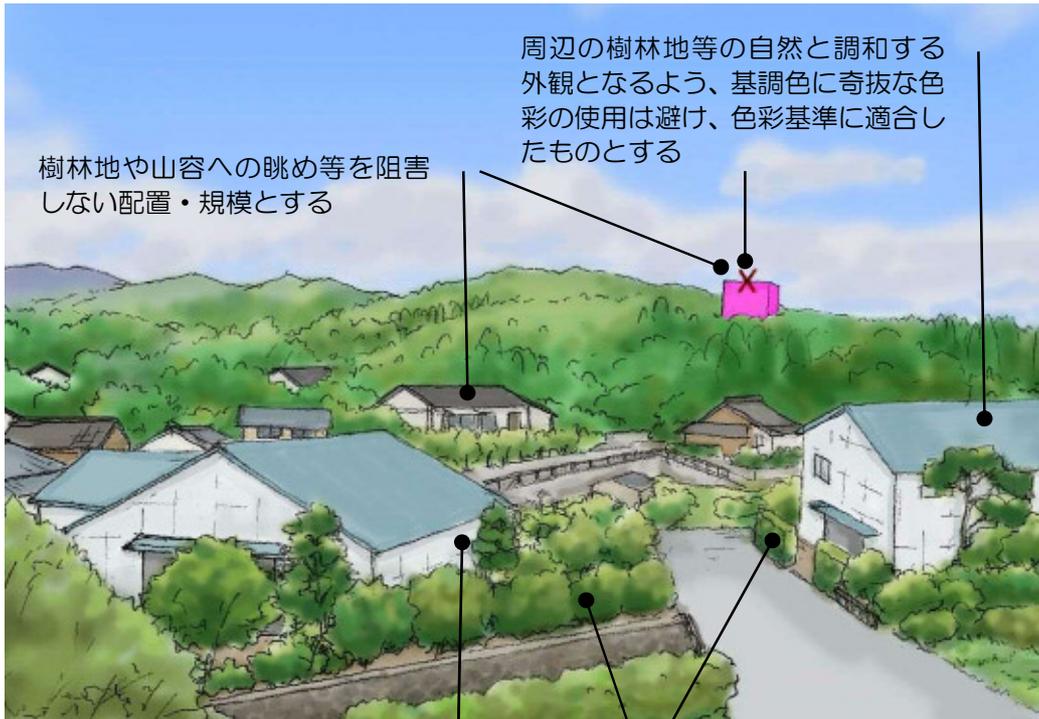
▼配慮の考え方 ～景観形成方針と景観形成基準の役割分担～



(2) 一般基準

山の景域		
項目	景観形成基準	
建築物・ 工作物	配置・ 規模	<input type="checkbox"/> 樹林地や山容への眺め等を阻害しない配置・規模とする。 <input type="checkbox"/> 大規模なものとなる場合には、道路から後退するなど、周辺環境に違和感を与えない配置・規模とする。
	形態・ 意匠	<input type="checkbox"/> 周辺の樹林地等から過度に目立たないよう、自然と調和した形態・意匠とする。
	屋外設備 等	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目立たないよう工夫し、外観との調和に配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周辺の樹林地等の自然と調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとする。 <input type="checkbox"/> できる限り、自然色に近い色相を選択し使用する。 【色彩基準】外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。 R・YR・Y系：彩度4以下 アクセント色の使用は各見付 上記以外の色相：彩度2以下 面積の1/5を超えない。 （届出対象工作物のうち屋外広告物*にあたるものは、鹿児島県屋外広告物条例の基準を適用する。）
	外構・ 緑化等	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から見える場所は、周辺の樹林地等の自然と調和する外観となるよう樹木等による緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 既存の樹木等をできる限り保全するとともに、自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。
	太陽光発 電設備	<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用すること。 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。 <input type="checkbox"/> 道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透透性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減できるよう施工すること。 <input type="checkbox"/> 景観上、主要な眺望点から視認できる場合には、太陽光発電設備を背景の色彩と同化させることや分散して配置のうえ植栽等を用いる等、人工物の存在感を軽減させる工夫を行うこと。 <input type="checkbox"/> 尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さない又は土地形状に違和感を与えることのないよう施工すること。

山の景域	
項目	景観形成基準
開発行為、 土地の開墾 その他土地 の形質の変 更	<input type="checkbox"/> 地形を活かし、地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 一団の開発に伴う法面や擁壁が生じる場合には長大なものではできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周辺と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。
土石の採取・鉱物の 掘採	<input type="checkbox"/> 既存の樹木等はできる限り保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から地肌の露出が目立たないよう採取・掘採位置等を工夫する。
木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から見える場所での伐採はできる限り避ける。やむを得ず伐採する場合には、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法、伐採後の植栽等で跡地等が目立たないよう配慮する。
屋外における物件の 堆積	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から堆積物が目立たないように、位置を工夫する。 <input type="checkbox"/> 堆積の高さをできる限り抑え、植栽や塀による目隠しを行うなどの配慮をする。
外観照明	<input type="checkbox"/> 周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。



樹林地や山容への眺め等を阻害しない配置・規模とする

周辺の樹林地等の自然と調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、色彩基準に適合したものとする

大規模なものとなる場合には、道路から後退するなど、周辺環境に違和感を与えない配置・規模とする

道路等の公共の場から見える場所は、周辺の樹林地等の自然と調和する外観となるよう樹木等による緑化に努める



周辺の樹林地等から過度に目立たないように、自然と調和した形態・意匠とする

周辺の樹林地等の自然と調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、色彩基準に適合したものとする

樹林地や山容への眺め等を阻害しない配置・規模とする

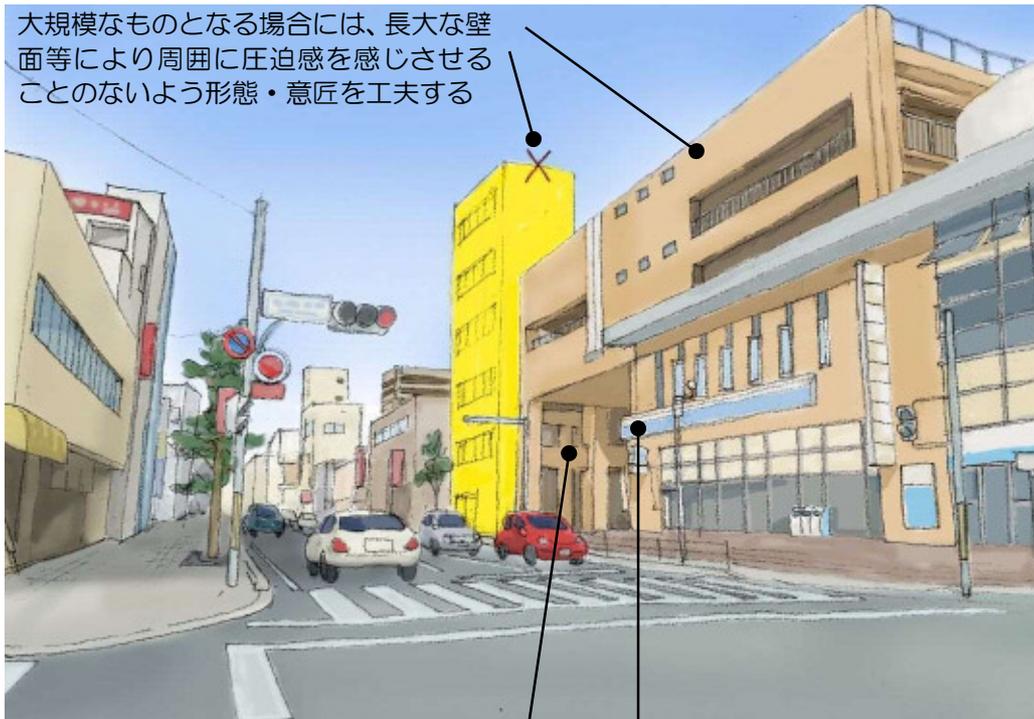
里の景域		
項目	景観形成基準	
建築物・ 工作物	配置・ 規模	<input type="checkbox"/> 地域の景観を特徴づけている山や海、河川等への眺めと調和した配置・規模とする。 <input type="checkbox"/> 通りや周辺との連続性に配慮した配置・規模とする。
	形態・ 意匠	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや田園景観と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 大規模なものとなる場合には、長大な壁面等により周囲に圧迫感を感じさせることのないよう形態・意匠を工夫する。
	屋外設備 等	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目立たないよう工夫し、外観との調和に配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや田園景観と調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとする。
		<p>【色彩基準】 外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。</p> <p>R・YR・Y系：彩度4以下 アクセント色の使用は各見付面積の1/5を超えない。</p> <p>上記以外の色相：彩度2以下</p> <p>（届出対象工作物のうち屋外広告物にあたるものは、鹿児島県屋外広告物条例の基準を適用する。）</p>
	外構・ 緑化等	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から見える場所は、緑豊かな外観となるようできる限り緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場は、閑散とした印象とならないよう敷地内の緑化や舗装等による修景に努める。 <input type="checkbox"/> 地域を特徴づける石垣や樹木等はできる限り保全する。
太陽光発 電設備	<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用すること。 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	
	<input type="checkbox"/> 道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透過性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減できるよう施工すること。 <input type="checkbox"/> 景観上、主要な眺望点から視認できる場合には、太陽光発電設備を背景の色彩と同化させることや分散して配置のうえ植栽等を用いる等、人工物の存在感を軽減させる工夫を行うこと。 <input type="checkbox"/> 尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さない又は土地形状に違和感を与えることのないよう施工すること。	

里の景域		
項目		景観形成基準
開発行為、 土地の開墾 その他土地 の形質の変 更	造成等	<input type="checkbox"/> 地形を活かし、地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 一団の開発に伴う法面や擁壁が生じる場合には長大なものではできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周辺と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。
土石の採取・鉱物の 掘採		<input type="checkbox"/> 既存の樹木等はできる限り保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から地肌の露出が目立たないよう採取・掘採位置等を工夫する。
木竹の伐採		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から見える場所での伐採はできる限り避ける。やむを得ず伐採する場合には、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法、伐採後の植栽等で跡地等が目立たないよう配慮する。
屋外における物件の 堆積		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から堆積物が目立たないように、位置を工夫する。 <input type="checkbox"/> 堆積の高さをできる限り抑え、植栽や塀による目隠しを行うなどの配慮をする。
外観照明		<input type="checkbox"/> 周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。



周辺のまちなみや田園景観と調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、色彩基準に適合したものとする

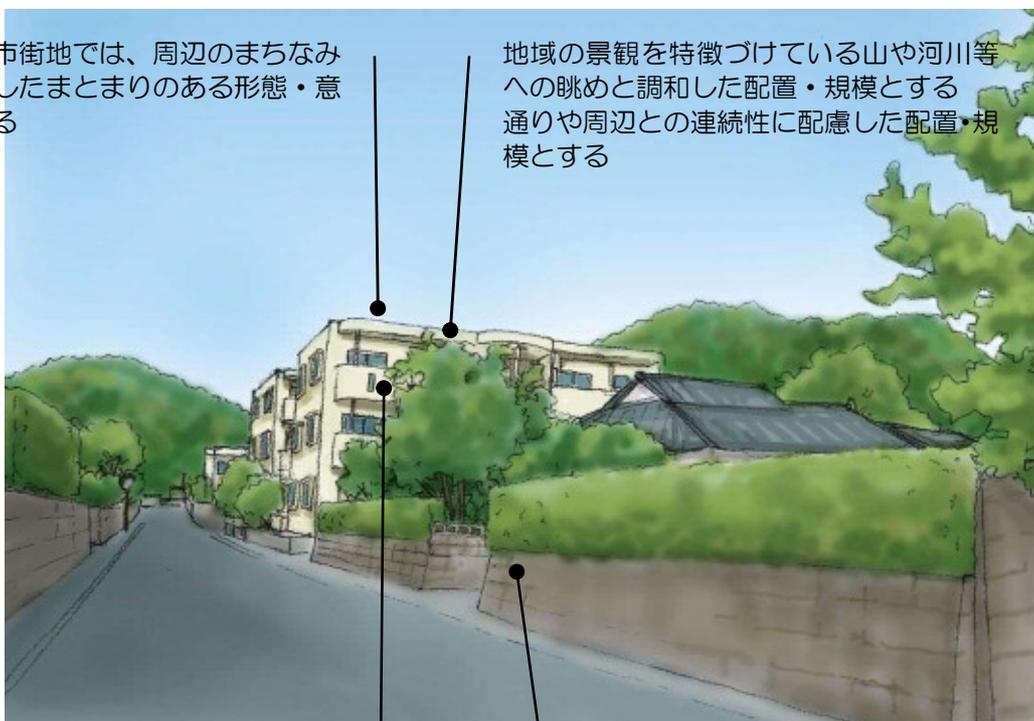
まちの景域		
項目		景観形成基準
開発行為、 土地の開墾 その他土地 の形質の変 更	造成等	<input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 一団の開発に伴う法面や擁壁が生じる場合には長大なものではある限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周辺と調和するよう努める。
土石の採取・鉱物の 掘採		<input type="checkbox"/> 既存の樹木等はできる限り保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から地肌の露出が目立たないように採取・掘採位置等を工夫する。
木竹の伐採		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から見える場所での伐採はできる限り避ける。やむを得ず伐採する場合には、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法、伐採後の植栽等で跡地等が目立たないように配慮する。
屋外における物件の 堆積		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から堆積物が目立たないように、位置を工夫する。 <input type="checkbox"/> 堆積の高さをできる限り抑え、植栽や塀による目隠しを行うなどの配慮をする。
外観照明		<input type="checkbox"/> 住居系市街地や工業系市街地では、周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。 <input type="checkbox"/> 商業系市街地では、過度に明るい照明の使用は避けるとともに、魅力ある夜間景観の創出につながるよう配慮する。



大規模なものとなる場合には、長大な壁面等により周囲に圧迫感を感じさせることのないよう形態・意匠を工夫する

商業系市街地では、建物の建ち並びや歩行空間との連続性を意識した形態・意匠とし、賑わいの創出に配慮する

商業系市街地では、外観にアクセント色を使用する場合は、低層部分で用いるなど、歩行者目線での賑わいづくりにつながる工夫や演出に努めるとともに、全体として周辺から突出した印象とならないよう配慮し、基調色は色彩基準に適合したものとす



住居系市街地では、周辺のまちなみと調和したまとまりのある形態・意匠とする

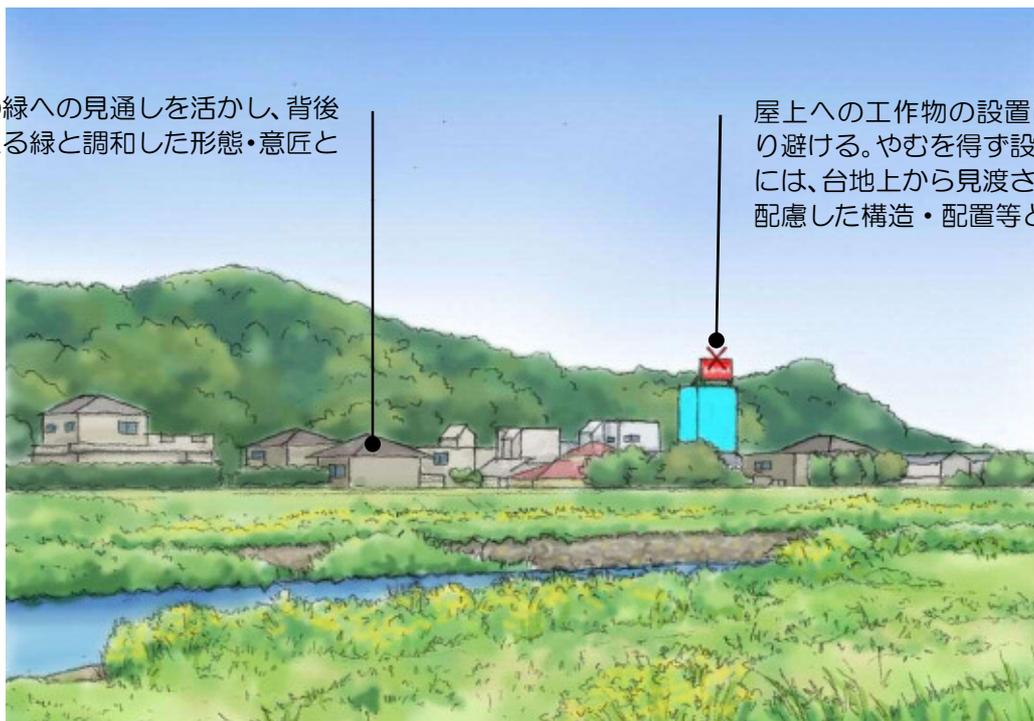
地域の景観を特徴づけている山や河川等への眺めと調和した配置・規模とする
通りや周辺との連続性に配慮した配置・規模とする

住居系市街地では、周辺のまちなみと調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、色彩基準に適合したものとす

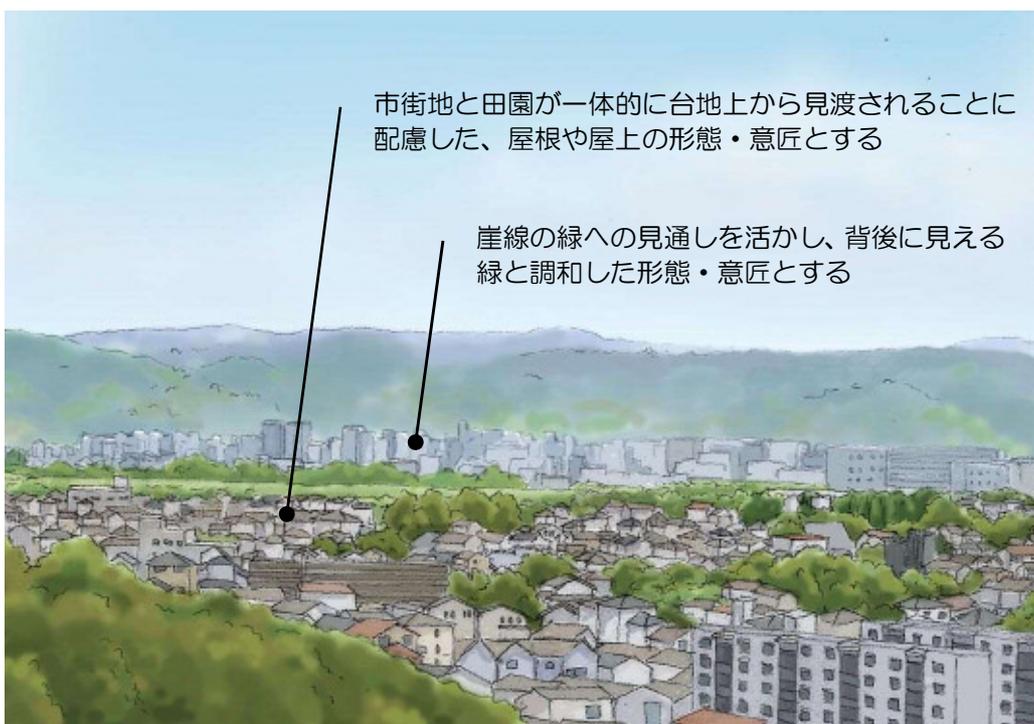
塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する
地域を特徴づける石垣や樹木等はある限り保全する

平地の景域		
項目	景観形成基準	
建築物・ 工作物	形態・ 意匠	<input type="checkbox"/> 市街地と田園が一体的に台地上から見渡されることに配慮した、屋根や屋上の形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 崖線の緑への見通しを活かし、背後に見える緑と調和した形態・意匠とする。
	屋外設備 等	<input type="checkbox"/> 屋上への工作物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、台地上から見渡されることに配慮した構造・配置等とする。
	太陽光発 電設備	<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用すること。 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。 <input type="checkbox"/> 道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透過性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減できるよう施工すること。

崖線の緑への見通しを活かし、背後に見える緑と調和した形態・意匠とする



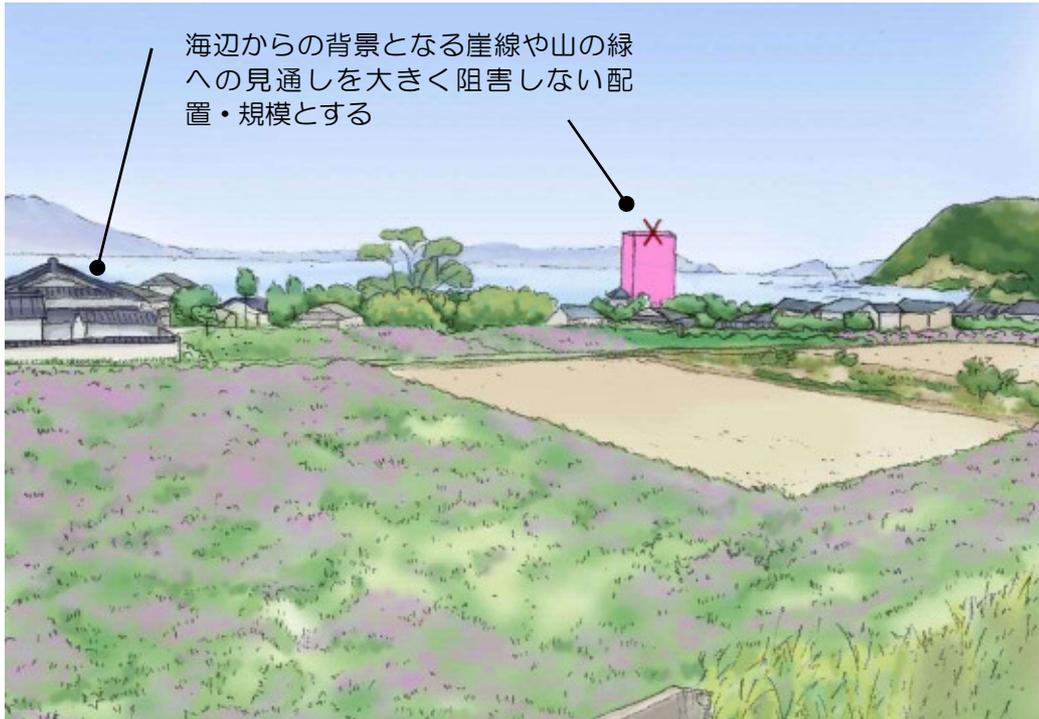
屋上への工作物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、台地上から見渡されることに配慮した構造・配置等とする



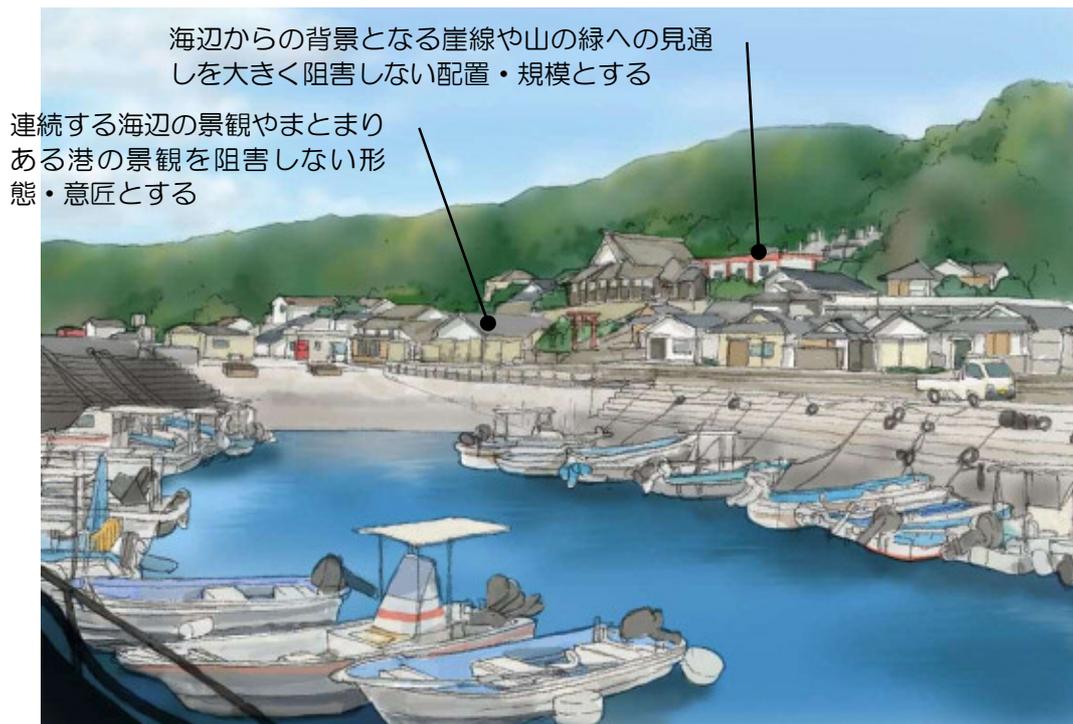
市街地と田園が一体的に台地上から見渡されることに配慮した、屋根や屋上の形態・意匠とする

崖線の緑への見通しを活かし、背後に見える緑と調和した形態・意匠とする

錦江湾沿いの景域		
項目		景観形成基準
建築物・ 工作物	配置・ 規模	□海辺からの背景となる崖線や山の緑への見通しを大きく阻害しない配置・規模とする。
	形態・ 意匠	□連続する海辺の景観やまとまりある港の景観を阻害しない形態・意匠とする。 □道路等からの海や桜島への見通しを活かすなど、海との連続性を意識した形態・意匠とする。
	太陽光発 電設備	□太陽電池モジュールは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 □太陽電池モジュールのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用すること。 □パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。こと。 □道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透過性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減できるよう施工すること。



海辺からの背景となる崖線や山の緑への見通しを大きく阻害しない配置・規模とする



海辺からの背景となる崖線や山の緑への見通しを大きく阻害しない配置・規模とする

連続する海辺の景観やまとまりある港の景観を阻害しない形態・意匠とする

【色彩基準】

建築物・工作物の外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。

色相	山の景域	里の景域	まちの景域	
			住居・工業系市街地	商業系市街地
R系	彩度4以下	彩度4以下	彩度4以下	彩度4以下
YR系・Y系	彩度4以下	彩度4以下	彩度4以下	彩度6以下
上記以外	彩度2以下	彩度2以下	彩度2以下	彩度4以下

※上記表以外の色彩をアクセント色として使用する場合には、各見付面積の1/5を超えないこと。
（一般的に自然色としてはR（煉瓦）やYR・Y（土系）の色相が自然になじむ色とされています）

色の客観的な捉え方～マンセル値～

＜色彩の客観的な捉え方＝マンセル表色系*＞

色彩の捉え方として、国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」があり、JIS（日本工業規格）などでも採用されています。

＜色の数値化＞

マンセル表色系では、色について「色相」、「明度」、「彩度」を尺度に、その組み合わせで表示されます。

▼「色相」とは

10種の基本色、赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、さらにそれを10等分。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや2.5R、5Yなどのように表記。

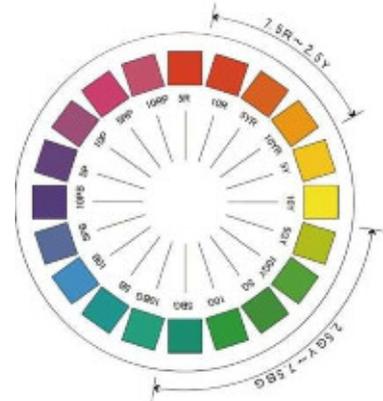
▼「明度」とは

色の明るさの度合いで、0～10までの数値で表す。暗いと数値が小さく、明るいと数値が大きくなる。

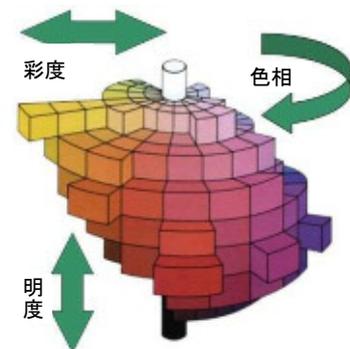
▼「彩度」とは

色の鮮やかさの度合いを0～16程度までの数値で表す。数値が小さいほど色味がなく、黒～灰色～白の彩度は0で、無彩色。色味が鮮やかになるほど数値が大きい。

▼マンセル色相環



▼マンセル色立体



第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

1. 基本的な考え方

本市には、地域の歴史や文化を今に伝えるものや、地域の象徴として親しまれているものなど、特徴ある建造物が数多く見られます。また、社寺等のご神木や地域で大切に保全されてきた樹木等も市内の各地で見られます。

これらのうち、本市の景観形成上、特に重要な建造物や樹木について、必要に応じて景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の指定を行うことにより、市民共通の大切な景観資産として、適切な保全を図り、次の世代へ継承していくとともに、地域における景観上のシンボルとして活用することにより、個性ある景観まちづくりを推進します。

2. 景観重要建造物の指定の方針

本市の景観計画区域内において、地域の自然、歴史・文化等からみて、外観等が特徴的又は特に優れているなど、景観形成上、重要な資源となるもので、公共の場所から誰もが容易に目にするのできる建造物について、以下の項目のいずれかに該当するものを景観重要建造物に指定することとします。

なお、指定にあたっては、所有者の意向をふまえた上で、霧島市景観審議会に諮り、意見を聴取します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">【1】地域の歴史的又は文化的価値を有するもの【2】地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけているもの【3】地域住民に親しまれ愛されているもの |
|---|

3. 景観重要樹木の指定の方針

本市の景観計画区域内において、地域の自然、歴史・文化等からみて、樹種や樹容が特徴的又は特に優れているなど、景観形成上、重要な資源となるもので、公共の場所から誰もが容易に目にするのできる樹木について、以下の項目のいずれかに該当するものを景観重要樹木に指定することとします。

なお、指定にあたっては、所有者の意向をふまえた上で、霧島市景観審議会に諮り、意見を聴取します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">【1】他の地域では見ることができない希少なもの【2】地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけているもの【3】地域住民に親しまれ愛されているもの |
|--|

第6章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項

(景観法第8条第2項第4号)

屋外広告物は、地域の景観を形成する要素の1つであり、利便性の向上や賑わいの創出に寄与する一方で、表示や掲出の仕方、設置する場所によっては、地域の景観を阻害する要因となることもあります。そのため、屋外広告物の表示等について適切に規制・誘導を行うことも良好な景観の形成に向けた重要な取り組みの1つとなります。

現在、本市では、鹿児島県屋外広告物条例に基づき、禁止地域や制限地域が指定され、一定の規制が行われていますが、今後、必要に応じて本市の景観上の特性をふまえた独自の規制・誘導のあり方についても検討を行います。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号)

道路や河川、公園等の公共施設は、まちの骨格を形づくるとともに、地域の景観形成においても重要な要素となります。

そのため、市外からの来訪者も含め多くの市民が利用する主要な道路や、山間部から錦江湾まで連続する河川など、本市の景観形成上、重要な役割を担う公共施設については、今後、管理者である国や県等の関係機関と連携を図りながら、景観重要公共施設としての指定を検討し、電線類の地中化や街路樹による道路景観の整備等も含め、良好な景観の形成に配慮した整備等を推進します。

第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条第2項第4号)

本市には、天降川、霧島川をはじめとした河川沿いに広がる水田、台地や斜面地に広がる茶畑やみかん畑など、変化に富んだ地形の中で個性ある美しい農村景観が形成されています。

この美しい農村景観は、自然に寄り添いながら農林業を営んできた人々の暮らしとともに形成されてきたものであり、そこで受け継がれてきた伝統的な祭礼等も含め地域固有の文化的景観として捉えることができます。

この農村景観が形成されている里の景域は本市の大部分を占めており、その景観の保全には、良好な営農環境の確保や集落の活力維持に向けた取り組みが重要となります。

そのため、今後、必要に応じて、地域の特色ある農村景観の保全・創出に向けた景観農業振興地域整備計画の策定について検討を行います。

第9章 自然公園法の許可の基準

(景観法第8条第2項第4号)

本市は、北部と南部に国立公園の区域を有し、その一部は、自然公園法に基づく特別地域、特別保護地区又は海城公園地区となっています。

これらの区域内における工作物の建築など一定の行為については、これまでも自然公園法に基づき、許可制による規制が行われていますが、今後、本市の景観上の特性をふまえたさらなる上乘せの基準の設定が必要となった場合には、関係機関と連携を図りながら検討を行います。

資 料

【目 次】

1.	本市を構成する景観要素	2
2.	わがまち自慢 景観ガイドマップ	8
3.	霧島市都市計画審議会への諮問書	16
4.	霧島市都市計画審議会の答申書	17
5.	霧島市景観計画策定体制	18
6.	霧島市景観計画策定協議会設置要綱	19
7.	霧島市景観計画策定協議会委員名簿	20
8.	霧島市景観計画庁内検討組織構成員一覧	21
9.	霧島市景観計画策定経過	22
10.	霧島市景観計画改定理由	24
11.	霧島市景観計画改定経過	24
12.	用語の説明	25

1. 本市を構成する景観要素

(1) 自然・風土に関する景観要素

■霧島連山

日本で最初の国立公園であり、日本ジオパークにも認定されている霧島連山は、世界に誇る美しく雄大な自然景観を有しており、春のミヤマキリシマ、秋の紅葉、冬の樹氷など、季節ごとに変化に富んだ自然を見ることができます。また、その特徴的な山容や稜線は市内各地から眺められ、本市のシンボリックな景観要素となっています。



春のミヤマキリシマ(霧島)



秋の紅葉(霧島)



冬の樹氷(霧島)

■錦江湾に浮かぶ桜島

本市は、我が国随一の海域カルデラとして国立公園に指定されている錦江湾に面しており、穏やかな海やそこに浮かぶ雄大な桜島への眺めは、霧島連山への眺めと並び市民に親しまれている本市のシンボリックな景観要素となっています。



城山公園からの桜島(国分)



福山海岸からの桜島(福山)



小浜海水浴場からの桜島(隼人)

■火山活動に由来する火口湖や滝、溪谷と神造島

火口湖である大浪池、点在する滝や溪谷、錦江湾に浮かぶ神造島など、火山活動に伴う地形変化が生み出した自然の造形美を感じさせる特徴的な景観が市内各地で見られます。



大浪池(牧園・霧島)



千滝(霧島)



神造島(隼人)

■変化に富む地形美

錦江湾に面し、市の中心となる市街地が形成されている国分平野、その周辺部に連続する切り立った緑の崖線、さらにその背後に広がる台地や山岳といった変化に富んだ地形そのものが見せる景観は、霧島市の自然・風土とともにある特徴的な景観要素のひとつです。



錦江湾へと続く国分平野
(国分)



市街地の背後に連続する崖線
(国分)



崖線の緑と台地(国分)

■天降川水系をはじめとする河川

天降川水系をはじめとする河川沿いでは、山間部の溪谷から下流に至るまで地形の変化に応じた様々な水辺の景観が見られ、それぞれの地域において自然の豊かさを感じさせる景観要素となっています。



天降川中流・新川溪谷(牧園)



天降川下流(隼人)



霧島川中流(霧島)

■火山と大地の恵みである温泉

山間に湯けむりの昇る霧島温泉郷、新川溪谷温泉郷をはじめ、市内には多くの温泉が点在しており、その周辺では火山と大地の恵みを享受しながら長い時間をかけて人々が築いてきた特徴的な景観が見られます。



霧島温泉郷(牧園)



新川溪谷温泉郷
(妙見)(隼人・牧園)



霧島神宮温泉郷
(霧島)

■古木・巨木、社そう林

地域にはそれぞれ古くから大事にされてきた古木や巨木、また社そう林などが見られます。これらは地域の人々の守り神・ご神木として畏敬の念とともに保存・継承されてきたものであることも多く、地域のシンボリックな景観要素となっています。



高座神社の社そう(国分)



霧島の大茶樹(牧園)



福山のイチョウ*(福山)

■季節の風物詩として親しまれる花々

市内各地で見られる美しい花々は、季節の風物詩として四季に彩りを添えるとともに、人々に潤いや安らぎを感じさせる景観要素のひとつです。



丸岡公園の桜(横川)



和気公園の藤(牧園)



竹子の彼岸花(溝辺)

(2) 歴史・文化に関する景観要素

■城山と国分の城下町、麓集落等の歴史的なまちなみ

国分地域には、江戸時代に島津義久が居城した舞鶴城跡とその背後の城山を中心に、城下町として栄えた面影を感じさせる歴史的なまちなみの景観が見られます。また、敷根麓や牧園麓など市内各地において、かつて郷土が配された「麓」の名残を感じさせる門や石垣の残る集落の景観が見られます。



舞鶴城跡の朱門(国分)



敷根麓(国分)



牧園麓(牧園)

■神話・伝承にゆかりある文化

霧島神宮を中心に、天孫降臨神話にまつわる神秘的な地や、霧島神楽、霧島九面太鼓など、神話・伝承にゆかりある文化を感じさせる景観要素が見られます。



霧島神宮(霧島)



霧島神楽(霧島)



霧島九面太鼓(牧園)

■歴史ある社寺

天孫降臨神話にまつわるものや地域の守り神などとして市内各地に分布している歴史ある社寺は、伝統的な建築様式による建築物であるだけでなく、敷地内に豊かな樹林が広がるなど、地域を特徴づける歴史的な景観要素のひとつです。



鹿児島神宮(隼人)



安良神社(横川)



鷹屋神社(溝辺)

■生業とともにある文化

米の豊作を願い、田を見守るように配置されている南九州特有の田の神像や、国分広瀬地域で毎年精進落としの行事として行われている「はんぎり出し」という伝統的な漁など、生業とともに伝えられてきた地域固有の文化を感じさせる景観要素が市内各地で見られます。



祝儀園の田の神像(溝辺)



ハンギリ出し(国分)

■多くの遺跡・史跡

約 9,500 年前の定住集落跡である上野原遺跡*や、江戸時代から昭和 28 年までの約 300 年間採掘が続いた山ヶ野金山跡など、縄文時代から近世・近代に至る悠久の歴史を今に伝える遺跡や史跡が市内各地に分布しており、歴史・文化を伝える景観要素のひとつとなっています。



上野原遺跡(国分)



隼人塚(隼人)



山ヶ野金山跡の火入坑(横川)

■歴史的な建造物

建築当時の文化を今に伝える貴重な建築物や産業活動の進展に伴い整備された石橋など、多様な歴史的資源が市内各地に分布しています。特に、J R 肥薩線沿線には、近代化に伴う産業遺産として開業当時の造りを色濃く残す木造駅舎や伝統的な町屋など地域固有の歴史的景観が多く見られます。



旧田中家別邸* (福山)



金山橋 (溝辺)



JR大隅横川駅 (横川)

■伝統的な祭礼・行事

初午祭や棒踊り、お田植え祭など、五穀豊穡や家内安全などを願い季節ごとに各地区で行われている伝統的な祭礼・行事は、地域に継承されてきた固有の文化を示す景観要素のひとつです。



初午祭 (隼人)



杵田棒踊り (霧島)



霧島神宮斎田お田植え祭 (霧島)

(3) 産業・生活に関する景観要素

■市街地や集落のまちなみ

J R 国分駅周辺や国道 223 号沿道などでは商業・業務施設が集積したまちなかの景観が見られるとともに、その周辺には中低層建築物を中心とした落ち着いた住宅地が広がっています。



国分市街地 (国分)



国道 223 号沿道 (隼人)



住宅地のまちなみ (国分)

■大規模な工場、工業団地、研究施設

市内各地に整備された工業団地をはじめ、本市には多くの誘致企業等が立地しており、特に、我が国でも有数の先端技術産業の工場や研究施設等の施設群が見せる景観は、地域経済の振興やまちの活力を感じさせる本市の特徴的な景観要素のひとつとなっています。



市街地周辺部の工場 (国分)



中山間地域の工場 (横川)



台地上の工場 (国分)

■交通施設

本県の空からの玄関口である鹿児島空港や、市内外を結ぶ高速道路・鉄道など、広域交通網が充実しており、それらの施設と周囲の豊かな自然やまちなみが見せる景観は、本市の特徴的な景観要素のひとつです。



鹿児島空港 (溝辺)



溝辺鹿児島空港インターチェンジ (溝辺)



JR 国分駅 (国分)

■風土を活かした特色ある田園

台地上や斜面地の茶畑、海岸部の温暖な気候を活かしたつぼ畑やみかん畑をはじめ、市内各地で地形・風土を活かした多様な生業により形成された特徴的な田園の景観が見られます。



台地上の茶畑 (溝辺)



海岸部のつぼ畑 (福山)



菜の花畑 (霧島)

■港と港町

交易で栄え琉球文化も伝えられたという歴史をもつ隼人港や、作物の重要な積出港として栄えた福山港の周辺では、錦江湾とその恵みを楽しみながら暮らしてきた人々が作り出した港や港町の特徴的な景観が見られます。



隼人港



福山港

■まつり・イベント

市内各地で開催される様々なまつりやイベントは、季節の風物詩であるだけでなく、人々の交流を深め、新たな文化の創出や地域の魅力向上に繋がる取り組みであり、その光景を通して地域の賑わいや活力を感じることができる景観要素です。



夏まつり (国分)



龍馬ハネムーンウォーク (牧園)



山々野史跡めぐりウォーキング大会 (横川)

2. わがまち自慢 景観ガイドマップ

本計画の策定に先立ち、地域別懇談会として各地区の自治公民館長の皆様にお集まりいただき、それぞれの地域における「自慢の景色」や「好きな景色」、「わがまちらしさを感じる景色」などについて地図上に整理し、「わがまち自慢 景観ガイドマップ」を作成しました。

○作成までの流れ

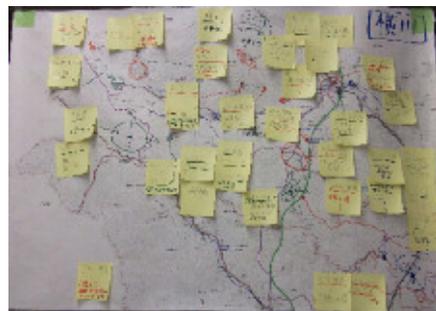
(1) 好きな景観、自慢できる景観などを話し合う

それぞれが思い浮かべる「好きな景観」などについて、自由に意見を出しあっていただきました。



(2) 地域の景観ガイドマップをつくる

出された意見を地図上に整理しました。

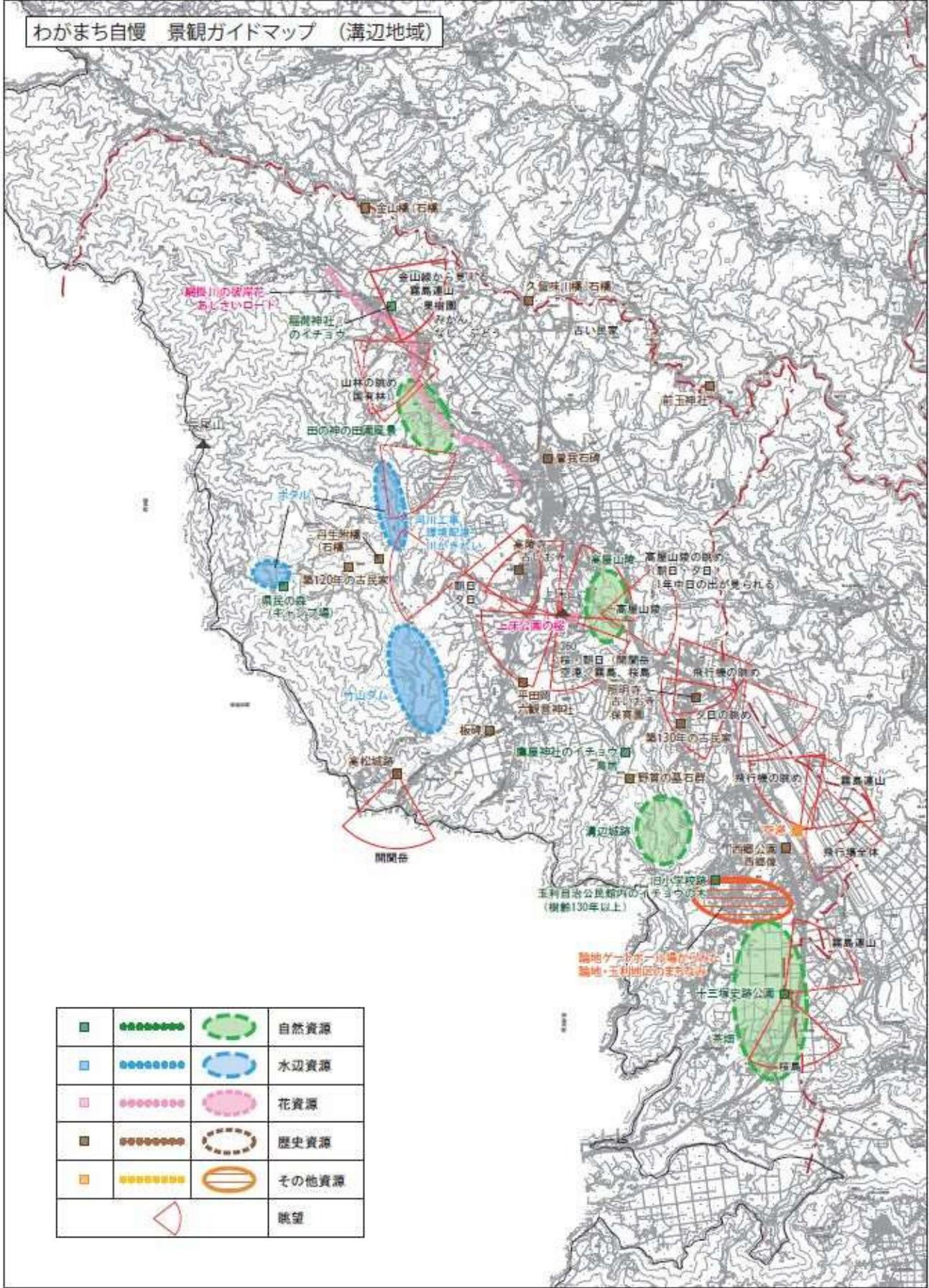


(3) 景観ガイドマップをお互いに紹介する

代表者がマップの紹介を行い、地域の魅力をPRしました。



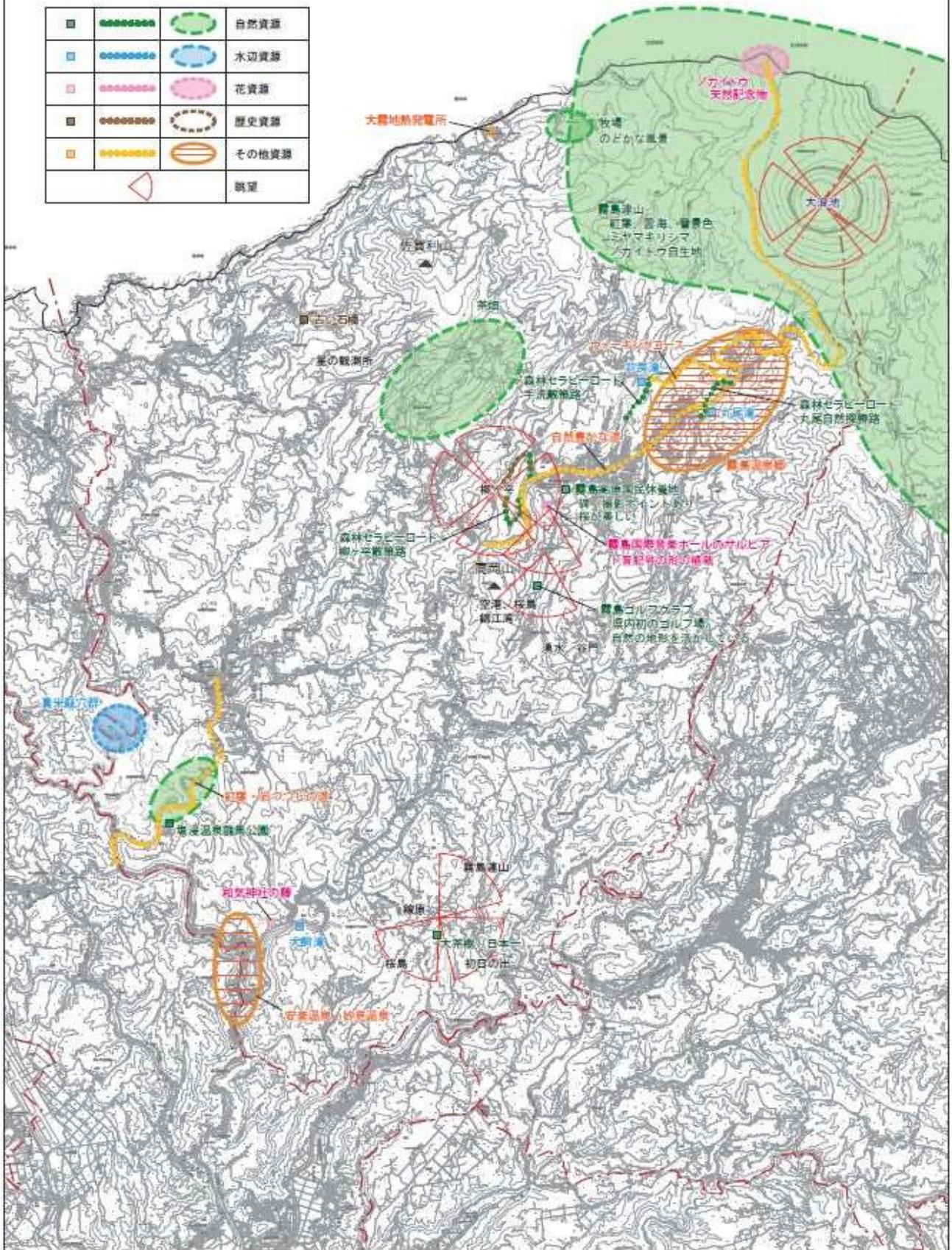
わがまち自慢 景観ガイドマップ (溝辺地域)



■	●●●●●●●●	○	自然資源
■	●●●●●●●●	○	水辺資源
■	●●●●●●●●	○	花資源
■	●●●●●●●●	○	歴史資源
■	●●●●●●●●	○	その他資源
		△	眺望

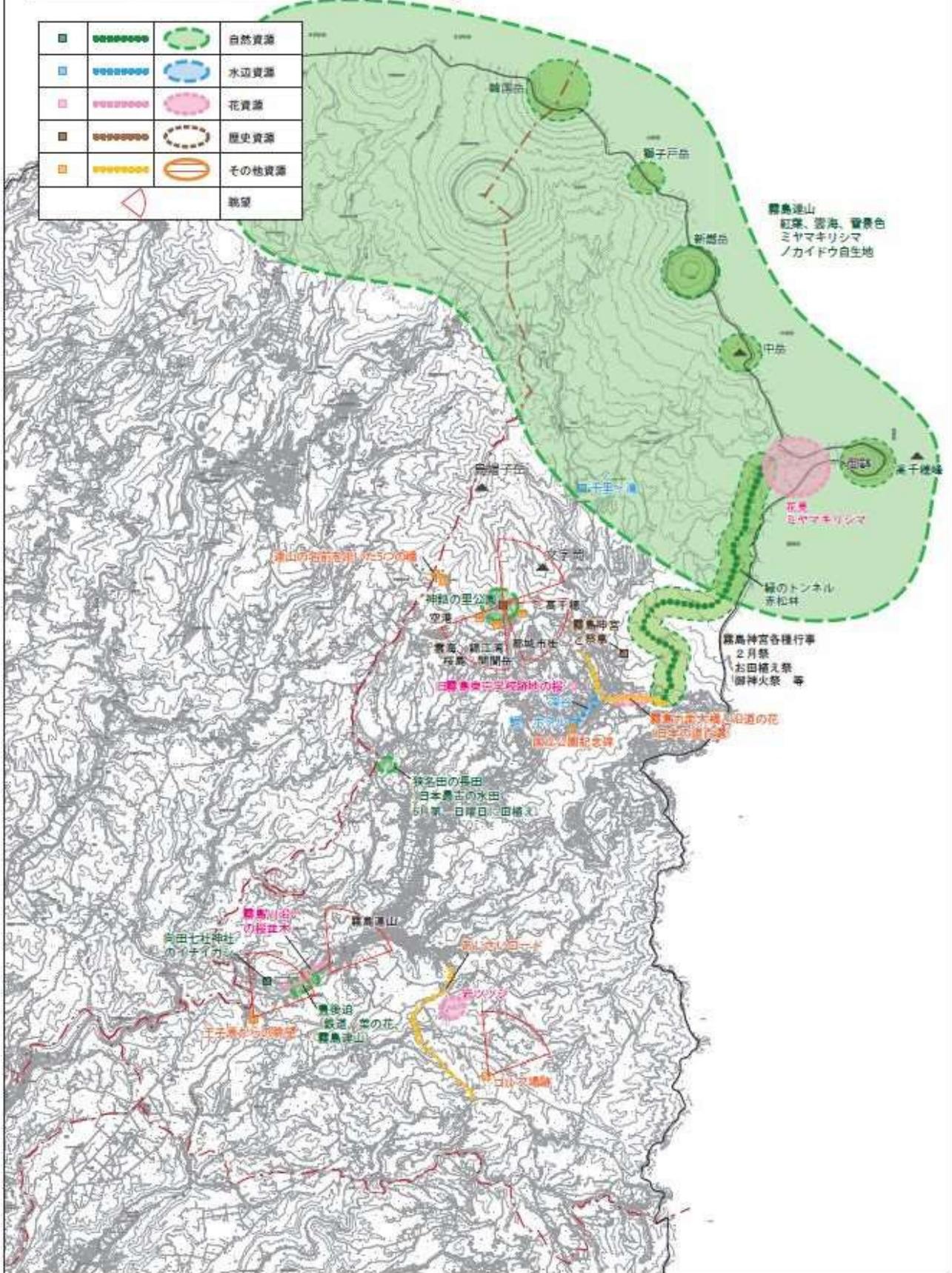
わがまち自慢 景観ガイドマップ (牧園地域)

■			自然資源
■			水辺資源
■			花資源
■			歴史資源
■			その他資源
			眺望



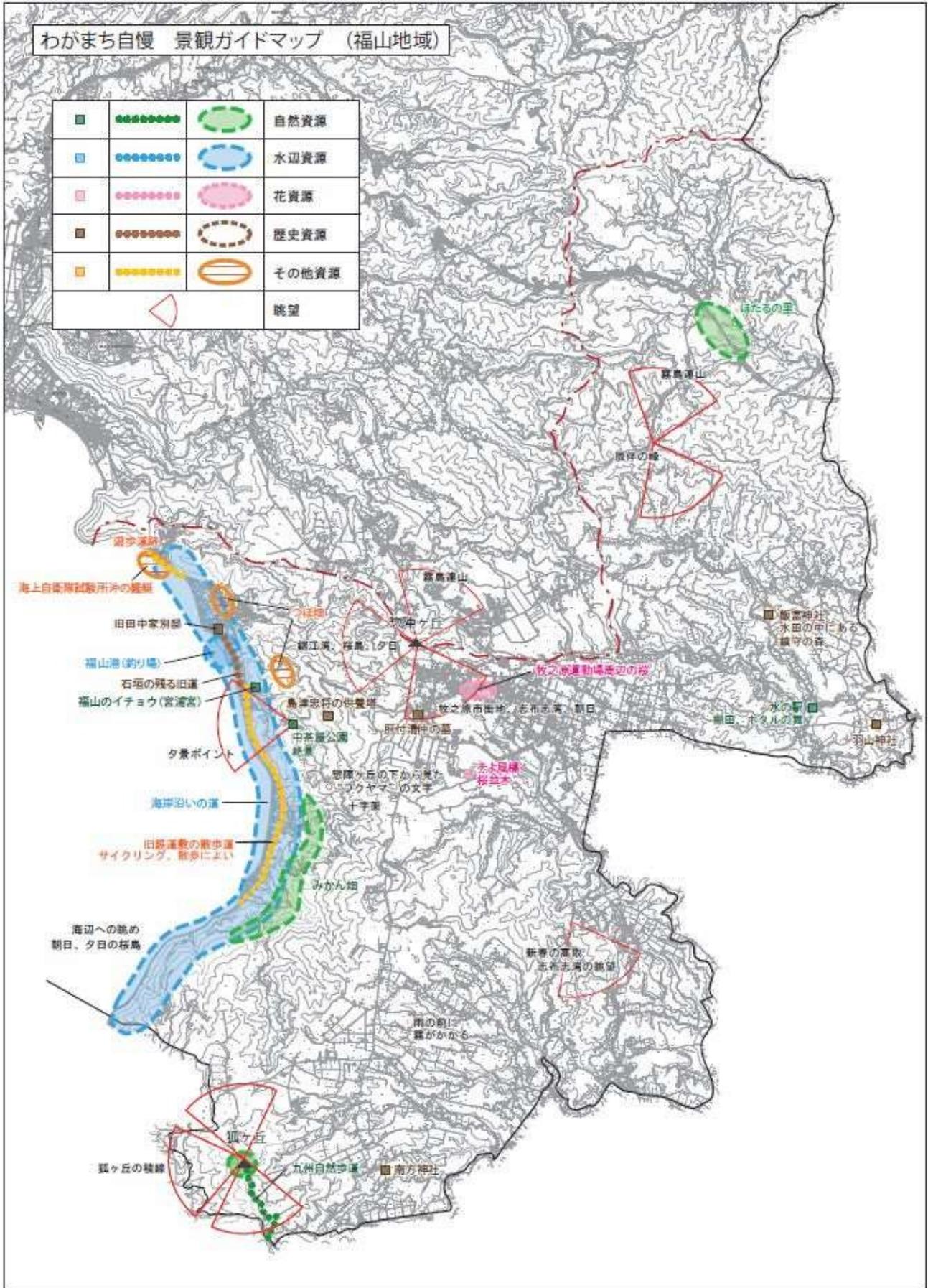
わがまち自慢 景観ガイドマップ (霧島地域)

■	~~~~~	○	自然資源
■	~~~~~	○	水辺資源
■	~~~~~	○	花資源
■	~~~~~	○	歴史資源
■	~~~~~	○	その他資源
			△
			眺望



わかまち自慢 景観ガイドマップ (福山地域)

■	●●●●●●	○	自然資源
■	●●●●●●	○	水辺資源
■	●●●●●●	○	花資源
■	●●●●●●	○	歴史資源
■	●●●●●●	○	その他資源
			眺望



3. 霧島市都市計画審議会への諮問書

諮問書

都 第 2 5 7 号
平成23年10月17日

霧島市都市計画審議会会長 殿

霧島市長 前田 終止

霧島市景観計画（案）について（諮問）

このことについて、別添計画書（案）のとおり策定したいので、景観法第9条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

4. 霧島市都市計画審議会の答申書

答申書

平成23年10月26日

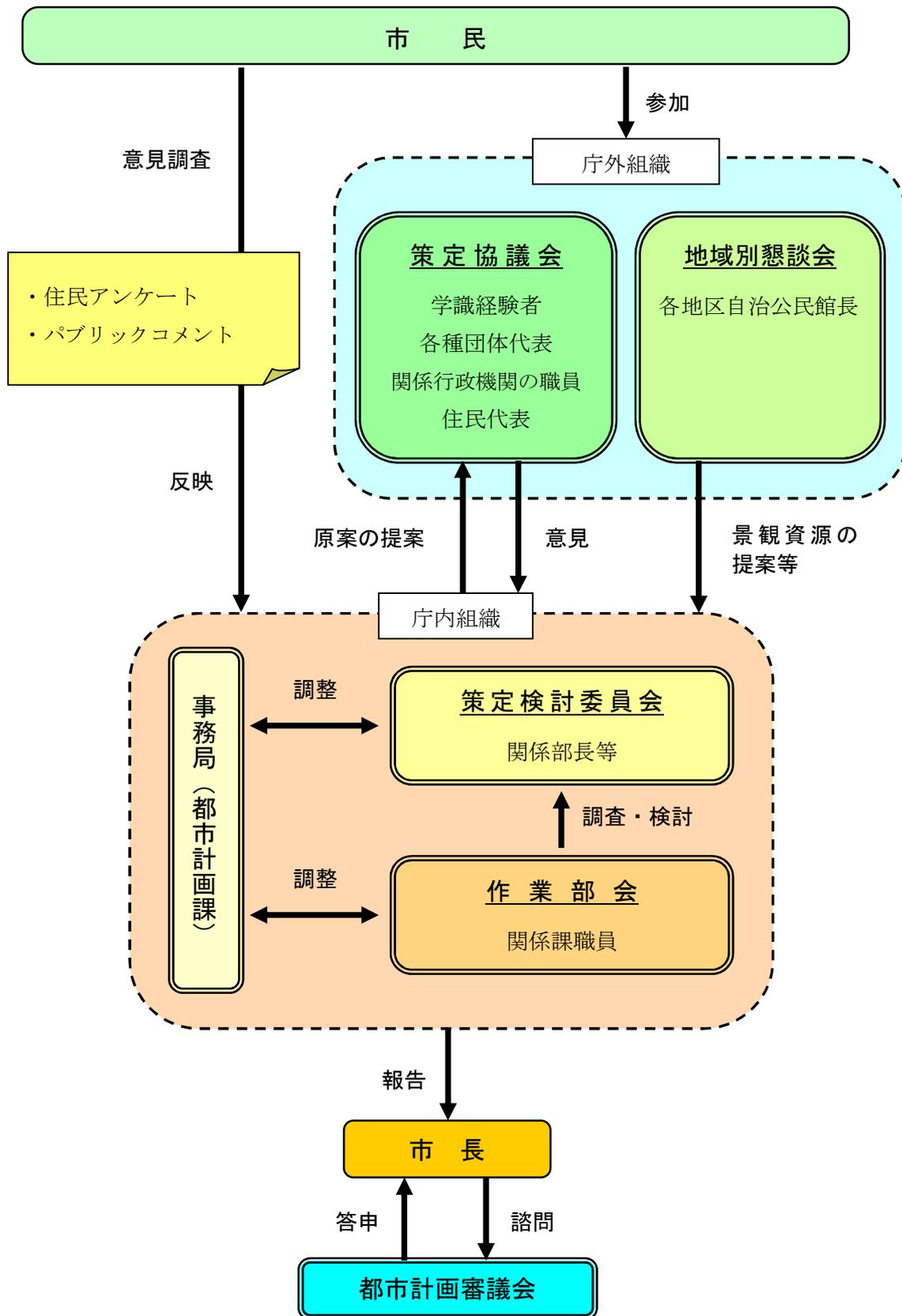
霧島市長 前田 終止 殿

霧島市都市計画審議会
会長 石田尾 博夫

霧島市景観計画（案）について（答申）

平成23年10月17日付け都第257号で諮問のあった「霧島市景観計画（案）」について、審議の結果、原案を妥当であると認め答申します。

5. 霧島市景観計画策定体制



6. 霧島市景観計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画の策定に関し必要な事項を審議するため、霧島市景観計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 景観計画の策定に関する事項
- (2) その他良好な景観の形成に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 住民代表
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から景観計画策定業務完了時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

7. 霧島市景観計画策定協議会委員名簿

区 分	役 職 名 等	委 員 名	備 考
学識経験者	第一工業大学教授	石田尾 博夫	会長
	鹿児島工業高等専門学校 准教授	岡松 道雄	副会長
各種団体代表	社団法人鹿児島県建築士会 霧島・始良支部支部長	後平 義寛	
	霧島市観光協会会長	徳重 克彦	
関係行政機関の職員	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 総務企画部総務企画課長	松下 秀典	
住民代表	霧島市地域審議会委員 (国分地区)	吉満 伸一	
	霧島市地域審議会委員 (隼人地区)	坂口 義弘	
	霧島市地域審議会委員 (溝辺地区)	宗像 アキエ	
	霧島市地域審議会委員 (横川地区)	山下 弘文	
	霧島市地域審議会委員 (牧園地区)	吉福 了子	
	霧島市地域審議会委員 (霧島地区)	上村 由紀子	
	霧島市地域審議会委員 (福山地区)	樋渡 明	

8. 霧島市景観計画庁内検討組織構成員一覧

部等名	策定検討委員会		作業部会		
	職名	区分	課名	職名	区分
建設部	建設部長	委員長	都市計画課	都市計画第2グループ長	部会長
			建設政策課	政策グループ長	部会員
			建築指導課	建築指導グループ長	〃
企画部	企画部長	委員	企画政策課	企画政策グループ長	〃
生活環境部	生活環境部長	〃	環境衛生課	生活環境政策グループ長	〃
農林水産部	農林水産部長	〃	農林水産政策課	政策グループ長	〃
商工観光部	商工観光部長	〃	商工振興課	商工観光政策グループ長	〃
			観光課	観光地づくり・国立公園グループ長	〃
教育部	教育部長	〃	文化振興課	文化財グループ長	〃
総務部	—	—	隼人地域振興課	地域振興グループ長	〃
溝辺総合支所	溝辺総合支所長	〃	地域振興課	地域振興グループ長	〃
横川総合支所	横川総合支所長	〃	地域振興課	地域振興グループ長	〃
牧園総合支所	牧園総合支所長	〃	地域振興課	地域振興グループ長	〃
霧島総合支所	霧島総合支所長	〃	地域振興課	地域振興グループ長	〃
福山総合支所	福山総合支所長	〃	地域振興課	地域振興グループ長	〃

9. 霧島市景観計画策定経過

時 期	内 容
平成 22 年 10 月 6 日 ～10 月 20 日	○市民アンケート実施 ・調査対象：20 歳以上の市民 3,000 人 ・実施方法：郵送により調査票を配布・回収
11 月 19 日	○地域別懇談会（福山地域） ・景観ガイドマップの作成
11 月 25 日	○第 1 回霧島市景観計画策定検討委員会作業部会 ・景観法と景観計画について ・霧島市固有の景観特性の整理
11 月 26 日	○地域別懇談会（国分地域） ・景観ガイドマップの作成
	○地域別懇談会（横川地域） ・景観ガイドマップの作成
	○地域別懇談会（牧園地域） ・景観ガイドマップの作成
	○地域別懇談会（霧島地域） ・景観ガイドマップの作成
12 月 2 日	○地域別懇談会（隼人地域） ・景観ガイドマップの作成
12 月 3 日	○地域別懇談会（溝辺地域） ・景観ガイドマップの作成
12 月 22 日	○第 1 回霧島市景観計画策定検討委員会 ・景観法と景観計画の概要について ・策定スケジュールについて ・霧島市の景観概況について
平成 23 年 1 月 20 日	○第 1 回霧島市景観計画策定協議会 ・景観法と景観計画の概要について ・策定スケジュールについて ・霧島市の景観概況について
2 月 10 日	○第 2 回霧島市景観計画策定検討委員会作業部会 ・景観形成方針について
2 月 21 日	○第 2 回霧島市景観計画策定検討委員会 ・霧島市の景観特性について

時 期	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成に関する基本方針について
3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回霧島市景観計画策定協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 霧島市の景観特性について ・ 景観形成に関する基本方針について
5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回霧島市景観計画策定検討委員会作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成基準について
6月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回霧島市景観計画策定検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画策定に係るこれまでの経過について ・ 景観計画における規制・誘導（案）について
7月20日 ～10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○景観写真・絵画募集 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の風景、まちなみを収めた写真や絵画を募集
7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回霧島市景観計画策定協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画における規制・誘導（案）について
8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回霧島市景観計画策定検討委員会作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画素案について ・ 庁内連携体制について
8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回霧島市景観計画策定検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画素案について ・ 景観条例について
8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回霧島市景観計画策定協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画の素案について
8月29日 ～9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁・各総合支所等への計画案の設置、市ホームページへの掲載により意見募集
10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回霧島市景観計画策定検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画（案）について ・ 景観条例（案）について
10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○霧島市行政経営会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 霧島市景観計画（案）について
10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○霧島市都市計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第1号 霧島市景観計画（案）について
11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回霧島市景観計画策定協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画（案）について

10. 霧島市景観計画改定理由

近年、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの普及が急速に進む中、大規模な太陽光設備の設置増加が、霧島市の良好な景観形成に影響を及ぼすことが懸念されたことから、設置者に対し景観に配慮して頂くよう具体的な基準を設けようとする目的で改定されました。

11. 霧島市景観計画改定経過

時 期	内 容
平成 28 年 7 月 29 日	○第 1 回霧島市景観審議会 ・景観計画の改定理由について
9 月 15 日	○パブリックコメント実施 ・本庁、各総合支所等に改定案の設置、ホームページへの掲載により意見募集
11 月 1 日	○第 1 回霧島市都市計画審議会 ・霧島市景観計画の変更について
11 月 11 日	○第 2 回霧島市景観審議会 ・景観条例の改正と景観計画の変更について

1 2. 用語の説明 (本文中に「*」マークのついている用語の解説)

【あ行】

●上野原遺跡

国分上野原テクノパーク(工業団地)建設に先立つ発掘調査で見つかった縄文時代早期前葉(約 9,500 年前)から弥生時代までの遺跡。集落には、竪穴住居跡 52 軒、石蒸料理の施設と考えられている集石が 39 基、燻製を作ったと思われる連穴土坑が 16 基見つか、その他土器や石器などが出土した。国指定史跡。

●大隅横川駅

J R 肥薩線の駅で、明治 36 年に開業し、戦前、戦後を通じて栄えたが、現在は無人化されている。駅舎は、当時の造りを色濃く残す木造建物で、ホームの柱には戦時中の生々しい機銃掃射の弾痕が残っている。同時期に開業した嘉例川駅駅舎とともに国の登録有形文化財となっている。

●屋外広告物

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

【か行】

●旧田中家別邸

田中省三が郷里の福山に建てた別荘で、敷地は、約 1,320 坪あり、別邸の東南に位置する庭園は、灯籠や樹木、巨石を並べた池水式庭園である。別邸は「旧田中家別邸附棟札一枚」という名称で県の有形文化財(建造物)に、庭園は市の名勝に指定されている。

●金山橋

久留味川に架かる迫持ち式(アーチ)の石橋。明治 12 年頃、島津氏が山ヶ野金山の金鉱を運搬するために、加治木舌出しを起点とした道路を開き、布越下の井出向の橋を金山橋(第一橋)、溝辺町有川大王橋を金山橋(第二橋)、上牟田橋を金山橋(第三橋)と命名したもの。第三橋は市指定有形文化財。

●嘉例川駅

J R 肥薩線の駅で、明治 36 年の開業当時の姿を色濃く残す木造駅舎が特徴。現在は無人駅となっているが、同時期に開業した大隅横川駅駅舎とともに国の登録有形文化財となっている。

●霧島の大茶樹

江戸時代初期寛永年間（約 380 年前）に植えられた茶樹（昭和 20 年国の天然記念物として指定）を明治終わりごろに挿し木したもので、県内で最古・最大のものといわれている。市の天然記念物。

●景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律（平成 17 年 6 月全面施行）。

都道府県、指定都市等又は都道府県知事と協議して景観行政をつかさどる景観行政団体（市町村）は景観計画を策定するものとし、住民等は景観計画の提案をすることができる。

霧島市は平成 18 年 12 月に景観行政団体となっている。

●工業系市街地

まちの景域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域又は工業地域の区域。

●国土利用計画

国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、市町村の区域について定める国土の利用に関する計画で、市町村における土地利用に関する行政の指針となるもの。霧島市では平成 21 年 3 月に策定。

【さ行】

●ジオパーク

科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園。火山や活断層でできた特色ある地形などを「地質遺産」として保護し、地学教育や観光に生かす仕組みが整った地域を指す。

●商業系市街地

まちの景域のうち、次に掲げる区域。

- ・都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は商業地域の区域。
- ・用途地域の指定のない区域のうち、容積率及び建ぺい率の規制値がそれぞれ 300%及び 70%となっている地域。

●住居系市街地

まちの景域のうち、商業系市街地及び工業系市街地以外の区域。

【た行】

●高座神社の社そう

城山公園の北東部の山腹に位置する高座神社の社そう（神社の森）で、ナギとイチイガシの両巨木が自生しており、ナギは樹齢 800 年以上、イチイガシは樹齢 300 年以上といわれている。県の天然記念物。

●つぼ畑

酔を醸造する過程における原料を仕込んだつぼが屋外に大量に並べられた様子を畑に見立てた呼称。

●天孫降臨神話

天照大神（アマテラスオオミカミ）の神勅を受けて、孫神ニニギノミコトが、高天原（タカマガハラ）から高千穂峰に降り立たとされる神話。

【は行】

●ハレの景観

祭礼・行事のときに見られる非日常的な景観や風景。

●福山のイチョウ

宮浦宮境内に並び立つイチョウで、神武天皇ご東征前の仮の宮居であったことを記念して植えられたと伝えられている。県の天然記念物。

【ま行】

●街なみ環境整備事業

生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民等が住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する事業に対して助成を行う事業。

●マンセル表色系

アメリカの画家、・美術教育者の A.マンセルにより 1905 年に提唱された色彩の表記法。1943 年にアメリカ光学会が視感評価実験によって修正したものが、現在のマンセル表色系の基礎となっている。色彩を定量的に表す国際的な尺度で、日本では JIS Z 8721（三属性による色の表示方法）として規格化されている。マンセル色体系、マンセル・カラー・システム、マンセル・システムともいう。



自然への畏敬



“個”の魅力の活用



身近な暮らしの環境づくり

〔写真（上から）〕

- ◇方針1 霧島市固有の大地の美しさを感じられる景観
／霧島連山を望む里
- ◇方針2 自然と調和した心地よさを感じられる魅力ある
市街地景観／桜島を望む国分市街地
- ◇方針3 豊かさや温もりを感じられる色彩豊かな景観
／茶畑が見せる緑の大地
- ◇方針4 歴史・文化を未来へつなぐ景観
／隼人の初午祭
- ◇方針5 住民や地域が主体となった景観形成
／錦江湾クリーンアップ作戦の様子



霧島市 建設部 都市計画課

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

TEL：0995-64-0908 FAX：0995-47-1441